

〇有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約

〔平成五・十二・六〕
〔条 約 七〕

改正 平一〇・一一・六外告五〇四 平一七・六・三〇

外告五五九 平一七・七・二一外告六七八 平

二六・五・二〇・外告一七二 令二・二・四・

外告三〇 令七・一・三一外告五八

前文

この条約の締約国は、有害廃棄物及び他の廃棄物並びにこれらの廃棄物の国境を越える移動によって引き起こされる人の健康及び環境に対する損害の危険性を認識し、有害廃棄物及び他の廃棄物の発生の増加及び一層の複雑化並びにこれらの廃棄物の国境を越える移動によってもたらされる人の健康及び環境に対する脅威の増大に留意し、

これらの廃棄物によってもたらされる危険から人の健康及び環境を保護する最も効果的な方法は、これらの廃棄物の発生を量及び有害性の面から最小限度とすることであることに留意し、

諸国が、処分場所のいかんを問わず、有害廃棄物及び他の廃棄物の処理（国境を越える移動及び処分を含む。）を人の健康及び環境の保護に適合させるために必要な措置をとるべきであることを確信し、

諸国が、処分の場所のいかんを問わず、発生者が有害廃棄物及び他の廃棄物の運搬及び処分に関する義務を環境の保護に適合する方法で履行することを確保すべきであることに留意し、

いずれの国も、自国の領域において外国の有害廃棄物及び他の廃棄物の搬入又は処分を禁止する主権的権利を有することを十分に認め、

有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分を他の国特に開発途上国において行うことを禁止したいとの願望が増大していることを認め、

有害廃棄物及び他の廃棄物は、環境上適正かつ効率的な処理と両立する限り、これらの廃棄物の発生した国において処分されるべきであることを確信し、

これらの廃棄物の発生した国から他の国への国境を越える移動は、人の健康及び環境を害することのない条件並びにこの条約の規定に従う条件の下で行われる場合に限り許可されるべきであることを認識し、

有害廃棄物及び他の廃棄物の国境を越える移動の規制を強化することが、これらの廃棄物を環境上適正に処理し、及びその国境を越える移動の量を削減するための誘因となることを考慮し、

諸国が有害廃棄物及び他の廃棄物の国境を越える移動に関する適当な情報交換及び規制を行うための措置をとるべきであることを確信し、

種々の国際的及び地域的な協定が危険物の通過に関する環境の保護及び保全の問題を取り扱っていることに留意し、

国際連合人間環境会議の宣言（千九百七十二年ストックホルム）、国際連合環境計画（UNEP）管理理事会が千九百八十七年六月十七日の決定十四―三十により採択した有害廃棄物の環境上適正な処理のためのカイロ・ガイドライン及び原則、危険物の運搬に関する国際連合専門委員会勧告（千九百五十七年に作成され、その後二年ごとに修正されている）、国際連合及びその関連機関において採択された関連する勧告、宣言、文書及び規

則並びに他の国際的及び地域的な機関において行われた活動及び研究を考慮し、

第三十七回国際連合総会（千九百八十二年）において人間環境の保護及び自然資源の保全に関する倫理的規範として採択された世界自然憲章の精神、原則、目的及び機能に留意し、

諸国が、人の健康の保護並びに環境の保護及び保全に関する国際的義務の履行に責任を有し、並びに国際法に従って責任を負うことを確認し、

この条約又はこの条約の議定書の規定に対する重大な違反があつた場合には、条約に関する関連国際法が適用されることを認め、

有害廃棄物及び他の廃棄物の発生を最小限度とするため、環境上適正な廃棄物低減技術、再生利用の方法並びに良好な管理及び処理の体制の開発及び実施を引き続き行うことの必要性を認識し、

有害廃棄物及び他の廃棄物の国境を越える移動を嚴重に規制することの必要性について国際的な関心が高まっていること並びに可能な限りそのような移動を最小限度とすることの必要性を認識し、

有害廃棄物及び他の廃棄物の国境を越える不法な取引の問題について懸念し、

有害廃棄物及び他の廃棄物を処理する開発途上国の能力に限界があることを考慮し、

現地で発生する有害廃棄物及び他の廃棄物の適正な処理のため、カイロ・ガイドライン及び環境保護に関する技術の移転の促進に関するUNEP管理理事会の決定十四―十六の精神に従い、特に開発途上国に対する技術移転を促進することの必要性を認め、

有害廃棄物及び他の廃棄物が、関連する国際条約及び国際的な勧告に従って運搬されるべきであることを認め、有害廃棄物及び他の廃棄物の国境を越える移動は、これらの廃棄物の運搬及び最終的な処分が環境上適正である場合に限り許可されるべきであることを確信し、

有害廃棄物及び他の廃棄物の発生及び処理から生ずる

ことがある悪影響から人の健康及び環境を嚴重な規制によつて保護することを決意して、次のとおり協定した。

第一条 条約の適用範囲

1 この条約の適用上、次の廃棄物であつて国境を越える移動の対象となるものは、「有害廃棄物」とする。

(a) 附属書 I に掲げるいずれかの分類に属する廃棄物（附属書 III に掲げるいずれかの特性も有しないものを除く。）

(b) (a) に規定する廃棄物には該当しないが、輸出国、輸入国又は通過国である締約国の国内法令により有害であると定義され又は認められている廃棄物

2 この条約の適用上、附属書 II に掲げるいずれかの分類に属する廃棄物であつて国境を越える移動の対象となるものは、「他の廃棄物」とする。

3 放射能を有することにより、特に放射性物質について適用される国際文書による規制を含む他の国際的な規制の制度の対象となる廃棄物は、この条約の適用範囲から除外する。

4 船舶の通常の運航から生ずる廃棄物であつてその排出について他の国際文書の適用があるものは、この条約の適用範囲から除外する。

第二条 定義

この条約の適用上、

1 「廃棄物」とは、処分がされ、処分が意図され又は国内法の規定により処分が義務付けられている物質又は物体をいう。

2 「処理」とは、有害廃棄物又は他の廃棄物の収集、運搬及び処分をいい、処分場所の事後の管理を含む。

3 「国境を越える移動」とは、有害廃棄物又は他の廃棄物が、その移動に少なくとも二以上の国が関係する場合において、一の国の管轄の下にある地域から、他の国の管轄の下にある地域へ若しくは他の国の管轄の下にある地域を通過して、又はいずれかの国の管轄の下にもない地域へ若しくはいずれかの国の管轄の下にもない

地域を通過して、移動することをいう。

4 「処分」とは、附属書 IV に掲げる作業をいう。

5 「承認された場所又は施設」とは、場所又は施設が存在する国の関係当局により、有害廃棄物又は他の廃棄物の処分のための作業を行うことが認められ又は許可されている場所又は施設をいう。

6 「権限のある当局」とは、締約国が適当と認める地理的区域内において、第六条の規定に従つて有害廃棄物又は他の廃棄物の国境を越える移動に関する通告及びこれに關係するすべての情報を受領し並びに当該通告に対し回答する責任を有する一の政府当局として締約国によつて指定されたものをいう。

7 「中央連絡先」とは、第十三条及び第十六条に規定する情報を受領し及び提供する責任を有する第五条に規定する締約国の機関をいう。

8 「有害廃棄物又は他の廃棄物の環境上適正な処理」とは、有害廃棄物又は他の廃棄物から生ずる悪影響から人の健康及び環境を保護するような方法でこれらの廃棄物が処理されることを確保するために実行可能なあらゆる措置をとることをいう。

9 「一の国の管轄の下にある地域」とは、人の健康又は環境の保護に關し、国際法に従つて一の国が行政上及び規制上の責任を遂行する陸地、海域又は空間をいう。

10 「輸出国」とは、有害廃棄物又は他の廃棄物の自国からの国境を越える移動が計画され又は開始されている締約国をいう。

11 「輸入国」とは、自国における処分を目的として又はいずれかの国の管轄の下にもない地域における処分に先立つ積込みを目的として、有害廃棄物又は他の廃棄物の自国への国境を越える移動が計画され又は行われている締約国をいう。

12 「通過国」とは、輸出国又は輸入国以外の国であつて、自国を通過する有害廃棄物又は他の廃棄物の国境を越える移動が計画され又は行われているものをいう。

13 「関係国」とは、締約国である輸出国又は輸入国及び締約国であるかないかを問わず通過国をいう。

14 「者」とは、自然人又は法人をいう。

15 「輸出者」とは、有害廃棄物又は他の廃棄物の輸出を行う者であつて輸出国の管轄の下にあるものをいう。

16 「輸入者」とは、有害廃棄物又は他の廃棄物の輸入を行う者であつて輸入国の管轄の下にあるものをいう。

17 「運搬者」とは、有害廃棄物又は他の廃棄物の運搬を行う者をいう。

18 「発生者」とは、その活動が有害廃棄物又は他の廃棄物を発生させる者をいい、その者が不明であるときは、当該有害廃棄物又は他の廃棄物を保有し又は支配している者をいう。

19 「処分者」とは、有害廃棄物又は他の廃棄物がその者に対し運搬される者であつて当該有害廃棄物又は他の廃棄物の処分を行うものをいう。

20 「政治統合又は経済統合のための機関」とは、主権国家によつて構成される機関であつて、この条約が規律する事項に關しその加盟国から権限の委譲を受け、かつ、その内部手続に従つてこの条約の署名、批准、受諾、承認若しくは正式確認又はこれへの加入の正当な委任を受けたものをいう。

21 「不法取引」とは、第九条に規定する有害廃棄物又は他の廃棄物の国境を越える移動をいう。

第三条 有害廃棄物に関する国内の定義

1 締約国は、この条約の締約国となつた日から六箇月以内に、条約の事務局に対し、附属書 I 及び附属書 II に掲げる廃棄物以外に自国の法令により有害であると認められ又は定義されている廃棄物を通報し、かつ、その廃棄物について適用する国境を越える移動の手続に關する要件を通報する。

2 締約国は、更に、1 の規定に従つて提供した情報に關する重要な変更を事務局に通報する。

3 事務局は、1 及び 2 の規定に従つて受領した情報を直ちにすべての締約国に通報する。

4 締約国は、3の規定に従い事務局によって送付された情報を自国の輸出者に対し利用可能にする責任を有する。

第四条 一般的義務

1 (a) 有害廃棄物又は他の廃棄物の処分のための輸入を禁止する権利を行使する締約国は、第十三条の規定に従ってその決定を他の締約国に通報する。

(b) 締約国は、(a)の規定に従って通報を受けた場合には、有害廃棄物及び他の廃棄物の輸入を禁止している締約国に対する当該有害廃棄物及び他の廃棄物の輸出を許可せず、又は禁止する。

(c) 締約国は、輸入国が有害廃棄物及び他の廃棄物の輸入を禁止していない場合において当該輸入国がこれらの廃棄物の特定の輸入につき書面により同意しないときは、その輸入の同意のない廃棄物の輸出を許可せず、又は禁止する。

2 締約国は、次の目的のため、適当な措置をとる。

(a) 社会的、技術的及び経済的側面を考慮して、国内における有害廃棄物及び他の廃棄物の発生を最小限度とすることを確保する。

(b) 有害廃棄物及び他の廃棄物の環境上適正な処理のため、処分の場所のいかんを問わず、可能な限り国内にある適当な処分施設が利用できるようにすることを確保する。

(c) 国内において有害廃棄物又は他の廃棄物の処理に関与する者が、その処理から生ずる有害廃棄物及び他の廃棄物による汚染を防止するため、並びに汚染が生じた場合には、人の健康及び環境についてその影響を最小のものにとどめるために必要な措置をとることを確保する。

(d) 有害廃棄物及び他の廃棄物の国境を越える移動が、これらの廃棄物の環境上適正かつ効率的な処理に適合するような方法で最小限度とされ、並びに当該移動から生ずる悪影響から人の健康及び環境を保護するような方法で行われることを確保する。

(e) 締約国特に開発途上国である国又は国家群（経済統合又は政治統合のための機関に加盟しているもの）に対する有害廃棄物又は他の廃棄物の輸出は、これらの国若しくは国家群が国内法令によりこれらの廃棄物のすべての輸入を禁止した場合又はこれらの廃棄物が締約国の第一回会合において決定される基準に従う環境上適正な方法で処理されないと信ずるに足りる理由がある場合には、許可しない。

(f) 計画された有害廃棄物及び他の廃棄物の国境を越える移動が人の健康及び環境に及ぼす影響を明らかにするため、当該移動に関する情報が附属書V Aに従って関係国に提供されることを義務付ける。

(g) 有害廃棄物及び他の廃棄物が環境上適正な方法で処理されないと信ずるに足りる理由がある場合には、当該有害廃棄物及び他の廃棄物の輸入を防止する。

(h) 有害廃棄物及び他の廃棄物の環境上適正な処理を改善し及び不法取引の防止を達成するため、有害廃棄物及び他の廃棄物の国境を越える移動に関する情報の提供その他の活動について、直接及び事務局を通じ、他の締約国及び関係機関と協力する。

3 締約国は、有害廃棄物又は他の廃棄物の不法取引を犯罪性のあるものと認める。

4 締約国は、この条約の規定を実施するため、この条約の規定に違反する行為を防止し及び処罰するための措置を含む適当な法律上の措置、行政上の措置その他の措置をとる。

5 締約国は、有害廃棄物又は他の廃棄物を非締約国へ輸出し又は非締約国から輸入することを許可しない。

6 締約国は、国境を越える移動の対象となるかならないかを問わず、南緯六十度以南の地域における処分のための有害廃棄物又は他の廃棄物の輸出を許可しないことに合意する。

7 締約国は、更に、次のことを行う。

(a) 有害廃棄物又は他の廃棄物の運搬又は処分を行うことが認められ又は許可されている者を除くほか、

その管轄の下にあるすべての者に対し、当該運搬又は処分を行うことを禁止すること。

(b) 国境を越える移動の対象となる有害廃棄物及び他の廃棄物が、こん包、表示及び運搬の分野において一般的に受け入れられかつ認められている国際的規則及び基準に従ってこん包され、表示され及び運搬されること並びに国際的に認められている関連する慣行に妥当な考慮が払われることを義務付けること。

(c) 有害廃棄物及び他の廃棄物には、国境を越える移動が開始される地点から処分の地点まで移動書類が伴うことを義務付けること。

8 締約国は、輸出されることとなる有害廃棄物又は他の廃棄物が輸入国又は他の場所において環境上適正な方法で処理されることを義務付ける。この条約の対象となる廃棄物の環境上適正な処理のための技術上の指針は、締約国の第一回会合において決定する。

9 締約国は、有害廃棄物及び他の廃棄物の国境を越える移動が次のいずれかの場合に限り許可されることを確保するため、適当な措置をとる。

(a) 輸出国が当該廃棄物を環境上適正かつ効率的な方法で処分するための技術上の能力及び必要な施設、処分能力又は適当な処分場所を有しない場合

(b) 当該廃棄物が輸入国において再生利用産業又は回収産業のための原材料として必要とされている場合

(c) 当該国境を越える移動が締約国全体として決定する他の基準に従って行われる場合。ただし、当該基準がこの条約の目的に合致することを条件とする。

10 有害廃棄物及び他の廃棄物を発生させた国がこの条約の下において負う当該有害廃棄物及び他の廃棄物を環境上適正な方法で処理することを義務付ける義務は、いかなる状況においても、輸入国又は通過国へ移転してはならない。

11 この条約のいかなる規定も、締約国が人の健康及び環境を一層保護するためこの条約の規定に適合しかつ国際法の諸規則に従う追加的な義務を課することを妨

げるものではない。

12 この条約のいかなる規定も、国際法に従って確立している領海に対する国の主権、国際法に従い排他的経済水域及び大陸棚において国が有する主権的権利及び管轄権並びに国際法に定められ及び関連する国際文書に反映されている航行上の権利及び自由をすべての国の船舶及び航空機が行使することに何ら影響を及ぼすものではない。

13 締約国は、他の国特に開発途上国に対して輸出される有害廃棄物及び他の廃棄物の量及び汚染力を減少させる可能性について定期的に検討する。

第五条 権限のある当局及び中央連絡先の指定
締約国は、この条約の実施を円滑にするため、次のことを行う。

1 一又は二以上の権限のある当局及び一の中央連絡先を指定し又は設置すること。通過国の場合において通告を受領するため、一の権限のある当局を指定すること。

2 自国についてこの条約が効力を生じた日から三箇月以内に、中央連絡先及び権限のある当局としていずれの機関を指定したかを事務局に対し通報すること。

3 2の規定に従って行った指定に関する変更をその決定の日から一箇月以内に事務局に対し通報すること。

第六条 締約国間の国境を越える移動

1 輸出国は、書面により、その権限のある当局の経路を通じ、有害廃棄物又は他の廃棄物の国境を越える移動の計画を関係国の権限のある当局に対し通告し又は発生者若しくは輸出者に通告させる。その通告は、輸入国の受け入れ可能な言語により記載された附属書VAに掲げる申告及び情報を含む。各関係国に対し送付する通告は、一通のみで足りる。

2 輸入国は、通告をした者に対し、書面により、移動につき条件付若しくは無条件で同意し、移動に関する許可を拒否し又は追加的な情報を要求する旨を回答する。輸入国の最終的な回答の写しは、締約国である関

係国の権限のある当局に送付する。

3 輸出国は、次の事項を書面により確認するまでは、発生者又は輸出者が国境を越える移動を開始することを許可してはならない。

(a) 通告をした者が輸入国の書面による同意を得ていること。

(b) 通告をした者が、廃棄物について環境上適正な処理がされることを明記する輸出者と処分者との間の契約の存在につき、輸入国から確認を得ていること。

4 締約国である通過国は、通告をした者に対し通告を受領を速やかに確認する。当該通過国は、更に、通告をした者に対し、六十日以内に、移動につき条件付若しくは無条件で同意し、移動に関する許可を拒否し又は追加的な情報を要求する旨を書面により回答する。輸出国は、当該通過国の書面による同意を得るまでは、国境を越える移動を開始することを許可してはならない。ただし、いかなる時点においても、締約国が、有害廃棄物又は他の廃棄物の通過のための国境を越える移動に関し、書面による事前の同意を一般的に若しくは特定の条件の下において義務付けないことを決定し、又は事前の同意に係る要件を変更する場合には、当該締約国は、第十三条の規定に従って他の締約国に直ちにその旨を通報する。事前の同意を義務付けない場合において通過国が通告を受領した日から六十日以内に輸出国が当該通過国の回答を受領しないときは、当該輸出国は、当該通過国を通過して輸出を行うことを許可することができる。

5 特定の国によってのみ有害であると法的に定義され又は認められている廃棄物の国境を越える移動の場合において、

(a) 輸出国によってのみ定義され又は認められているときは、輸入者又は処分者及び輸入国について適用する9の規定は、必要な変更を加えて、それぞれ輸出者及び輸出国について適用する。

(b) 輸入国によってのみ又は輸入国及び締約国である

通過国によってのみ定義され又は認められているときは、輸出者及び輸出国について適用する1、3、4及び6の規定は、必要な変更を加えて、それぞれ輸入者又は処分者及び輸入国について適用する。

(c) 締約国である通過国によってのみ定義され又は認められているときは、4の規定を当該通過国について適用する。

6 輸出国は、同一の物理的及び化学的特性を有する有害廃棄物又は他の廃棄物が、輸出国の同一の出国税関及び輸入国の同一の入国税関を経由して、並びに通過のときは通過国の同一の入国税関及び出国税関を経由して、同一の処分者に定期的に運搬される場合には、関係国の書面による同意を条件として、発生者又は輸出者が包括的な通告を行うことを許可することができる。

7 関係国は、運搬される有害廃棄物又は他の廃棄物に関する一定の情報（正確な量、定期的に作成する一覧表等）が提供されることを条件として、6に規定する包括的な通告を行うことにつき書面により同意することができる。

8 6及び7に規定する包括的な通告及び書面による同意は、最長十二箇月の期間における有害廃棄物又は他の廃棄物の二回以上の運搬について適用することができる。

9 締約国は、有害廃棄物又は他の廃棄物の国境を越える移動に責任を有するそれぞれの者が当該有害廃棄物又は他の廃棄物の引渡し又は受領の際に移動書類に署名することを義務付ける。締約国は、また、処分者が、輸出者及び輸出国の権限のある当局の双方に対し、当該有害廃棄物又は他の廃棄物を受領したことを通報し及び通告に明記する処分が完了したことを相当な期間内に通報することを義務付ける。これらの通報が輸出国において受領されない場合には、輸出国の権限のある当局又は輸出者は、その旨を輸入国に通報する。

10 この条の規定により義務付けられる通告及び回答

は、関係締約国の権限のある当局又は非締約国の適当と認める政府当局に送付する。

11 有害廃棄物又は他の廃棄物の国境を越えるいかなる移動も、輸入国又は締約国である通過国が義務付けることのある保険、供託金その他の保証によつて担保する。

第七条 締約国から非締約国を通過して行われる国境を越える移動

前条1の規定は、必要な変更を加えて、締約国から非締約国を通過して行われる有害廃棄物又は他の廃棄物の国境を越える移動について適用する。

第八条 再輸入の義務

この条約の規定に従うことを条件として関係国の同意が得られている有害廃棄物又は他の廃棄物の国境を越える移動が、契約の条件に従つて完了することができない場合において、輸入国が輸出国及び事務局に対してその旨を通報した時から九十日以内に又は関係国が合意する他の期間内に当該有害廃棄物又は他の廃棄物が環境上適正な方法で処分されるための代替措置をとることができないときは、輸出国は、輸出者が当該有害廃棄物又は他の廃棄物を輸出国内に引き取ることを確保する。このため、輸出国及び締約国である通過国は、当該有害廃棄物又は他の廃棄物の輸出国への返還に反対し、及びその返還を妨害し又は防止してはならない。

第九条 不法取引

1 この条約の適用上、次のいずれかに該当する有害廃棄物又は他の廃棄物の国境を越える移動は、不法取引とする。

(a) この条約の規定に従う通告がすべての関係国に対して行われていない移動

(b) 関係国からこの条約の規定に従う同意が得られていない移動

(c) 関係国の同意が偽造、虚偽の表示又は詐欺により得られている移動

(d) 書類と重要な事項において不一致がある移動

(e) この条約の規定及び国際法の一般原則に違反して有害廃棄物又は他の廃棄物を故意に処分すること

(例え、ば、投棄すること。)となる移動

2 有害廃棄物又は他の廃棄物の国境を越える移動が輸出者又は発生者の行為の結果として不法取引となる場合には、輸出国は、輸出国に当該不法取引が通報された時から三十日以内又は関係国が合意する他の期間内に、当該有害廃棄物又は他の廃棄物に関し次のことを確保する。

(a) 輸出者若しくは発生者若しくは必要な場合には輸出国が自国に引き取ること又はこれが実際的でないときは、

(b) この条約の規定に従つて処分されること。

このため、関係締約国は、当該有害廃棄物又は他の廃棄物の輸出国への返還に反対し、及びその返還を妨害し又は防止してはならない。

3 有害廃棄物又は他の廃棄物の国境を越える移動が輸入者又は処分者の行為の結果として不法取引となる場合には、輸入国は、当該不法取引を輸入国が知るに至つた時から三十日以内又は関係国が合意する他の期間内に、輸入者若しくは処分者又は必要なときは輸入国が当該有害廃棄物又は他の廃棄物を環境上適正な方法で処分することを確保する。このため、関係締約国は、必要に応じ、当該有害廃棄物又は他の廃棄物を環境上適正な方法で処分することについて協力する。

4 不法取引の責任を輸出者若しくは発生者又は輸入者若しくは処分者のいずれにも帰することができない場合には、関係締約国又は適当なときは他の締約国は、協力して、輸出国若しくは輸入国又は適当なときは他の場所において、できる限り速やかに当該有害廃棄物又は他の廃棄物を環境上適正な方法で処分することを確保する。

5 締約国は、不法取引を防止し及び処罰するため、適当な国内法令を制定する。締約国は、この条の目的を達成するため、協力する。

第十条 国際協力

1 締約国は、有害廃棄物及び他の廃棄物の環境上適正な処理を改善し及び達成するため、相互に協力する。

2 締約国は、この目的のため、次のことを行う。

(a) 要請に応じ、二国間であるか多数国間であるかを問わず、有害廃棄物及び他の廃棄物の環境上適正な処理(有害廃棄物及び他の廃棄物の適切な処理のための技術上の基準及び実施方法の調整を含む。)を促進するため、情報を利用できるようにすること。

(b) 有害廃棄物の処理が人の健康及び環境に及ぼす影響を監視することについて協力すること。

(c) 有害廃棄物及び他の廃棄物の発生を実行可能な限り除去するため、並びに有害廃棄物及び他の廃棄物の環境上適正な処理を確保する一層効果的かつ効率的な方法(新たな又は改善された技術の採用が経済上、社会上及び環境上及ぼす影響についての研究を含む。)を確立するため、新たな環境上適正な廃棄物低減技術の開発及び実施並びに既存の技術の改善につき、自国の法令及び政策に従つて協力すること。

(d) 有害廃棄物及び他の廃棄物の環境上適正な処理に関係する技術及び処理方式の移転につき、自国の法令及び政策に従つて積極的に協力すること。また、締約国、特にこの分野において技術援助を必要とし及び要請する締約国の技術上の能力の開発について協力すること。

(e) 適当な技術上の指針又は実施基準の開発について協力すること。

3 締約国は、第四条2の(a)から(d)までの規定の実施について開発途上国を援助するため、適当な協力のための手段を用いる。

4 開発途上国の必要を考慮して、公衆の意識の向上、有害廃棄物及び他の廃棄物の適正な処理の発展並びに新たな廃棄物低減技術の採用を特に促進するため、締約国と関係国際機関との間の協力が奨励される。

第十一条 二国間の、多数国間の及び地域的な協定

<p>1 第四条5の規定にかかわらず、締約国は、締約国又は非締約国との間で有害廃棄物又は他の廃棄物の国境を越える移動に関する二国間の、多数国間の又は地域的な協定又は取決めに締結することができる。ただし、当該協定又は取決めは、この条約により義務付けられる有害廃棄物及び他の廃棄物の環境上適正な処理を害するものであってはならない。当該協定又は取決めは、特に開発途上国の利益を考慮して、この条約の定める規定以上に環境上適正な規定を定めるものとする。</p> <p>2 締約国は、1に規定する協定又は取決め及びこの条約が自国に対し効力を生ずるに先立ち締結した二国間の、多数国間の又は地域的な協定又は取決めであって、これらの協定又は取決めの締約国間でのみ行われる有害廃棄物及び他の廃棄物の国境を越える移動を規制する目的を有するものを事務局に通告する。この条約のいかなる規定も、これらの協定又は取決めがこの条約により義務付けられる有害廃棄物及び他の廃棄物の環境上適正な処理と両立する限り、これらの協定又は取決めに従って行われる国境を越える移動に影響を及ぼすものではない。</p> <p>第十二条 損害賠償責任に関する協議</p> <p>締約国は、有害廃棄物及び他の廃棄物の国境を越える移動及び処分から生ずる損害に対する責任及び賠償の分野において適当な規則及び手続を定める議定書をできる限り速やかに採択するため、協力する。</p> <p>第十三条 情報の送付</p> <p>1 締約国は、有害廃棄物又は他の廃棄物の国境を越える移動又はその処分が行われている間に、他の人の健康及び環境に危害を及ぼすおそれがある事故が発生した場合において、その事故を知るに至ったときはいつでも、当該他の国が速やかに通報を受けることを確保する。</p> <p>2 締約国は、相互に、事務局を通じ、次の通報を行う。</p> <p>(a) 権限のある当局又は中央連絡先の指定の変更に関する第五条の規定による通報</p>	<p>(b) 有害廃棄物の国内の定義の変更に関する第二条の規定による通報</p> <p>また、できる限り速やかに、次の事項を通報する。</p> <p>(c) 自国の管轄の下にある地域における有害廃棄物又は他の廃棄物の処分を目的とする輸入につき全面的又は部分的に同意しない旨の決定</p> <p>(d) 有害廃棄物又は他の廃棄物の輸出を制限し又は禁止する旨の決定</p> <p>(e) 4の規定に従って送付の義務を負うその他の情報</p> <p>3 締約国は、自国の法令に従い、事務局を通じ、第十五条の規定により設置する締約国会議に対し、各暦年の終わりまでに、次の情報を含む前暦年に関する報告を送付する。</p> <p>(a) 第五条の規定に従い締約国によって指定された権限のある当局及び中央連絡先</p> <p>(b) 締約国が関係する有害廃棄物又は他の廃棄物の国境を越える移動に関する次の事項を含む情報</p> <p>(i) 輸出された有害廃棄物及び他の廃棄物の量、分類、特性、目的地及び通過国並びに通告に対する回答に記載された処分の方法</p> <p>(ii) 輸入された有害廃棄物及び他の廃棄物の量、分類、特性、発生地及び処分の方法</p> <p>(iii) 予定されたとおりに行われなかった処分</p> <p>(iv) 国境を越える移動の対象となる有害廃棄物及び他の廃棄物の量の削減を達成するための努力</p> <p>(c) この条約の実施のために締約国がとった措置に関する情報</p> <p>(d) 有害廃棄物又は他の廃棄物の発生、運搬及び処分が人の健康及び環境に及ぼす影響について締約国が作成した提供可能かつ適切な統計に関する情報</p> <p>(e) 第十一条の規定に従って締結した二国間の、多数国間の及び地域的な協定及び取決めにに関する情報</p>	<p>(f) 有害廃棄物及び他の廃棄物の国境を越える移動及び処分が行われている間に発生した事故並びにその事故を処理するためにとられた措置に関する情報</p> <p>(g) 管轄の下にある地域において用いられた処分の方法に関する情報</p> <p>(h) 有害廃棄物及び他の廃棄物の発生を削減し又は無くするための技術の開発のためにとられた措置に関する情報</p> <p>(i) 締約国会議が適当と認めるその他の事項</p> <p>4 特定の有害廃棄物又は他の廃棄物の国境を越える移動により自国の環境が影響を受けるおそれがあると認められれば、締約国が要請した場合には、締約国は、自国の法令に従い、当該移動に関する通告及びその通告に対する回答の写しを事務局に対し送付することを確保する。</p> <p>第十四条 財政的な側面</p> <p>1 締約国は、各地域及び各小地域の特別の必要に応じ、有害廃棄物及び他の廃棄物を処理し並びに有害廃棄物及び他の廃棄物の発生を最小限度とすることに關する訓練及び技術移転のための地域又は小地域のセンターが設立されるべきであることに同意する。締約国は、任意の性質を有する資金調達のための適当な仕組みを確立することについて決定を行う。</p> <p>2 締約国は、有害廃棄物及び他の廃棄物の国境を越える移動により又は有害廃棄物及び他の廃棄物の処分中に発生する事故による損害を最小のものにとどめるため、緊急事態における暫定的な援助を行うための回転資金の設立を検討する。</p> <p>第十五条 締約国会議</p> <p>1 この条約により締約国会議を設置する。締約国会議の第一回会合は、UNEP事務局長がこの条約の効力発生の後一年以内に招集する。その後は、締約国会議の通常会合は、第一回会合において決定する一定の間隔で開催する。</p> <p>2 締約国会議の特別会合は、締約国会議が必要と認め</p>
---	--	--

るとき又はいずれかの締約国から書面による要請のある場合において事務局がその要請を締約国に通報した後六箇月以内に締約国の少なくとも三分の一がその要請を支持するときに開催する。

3 締約国会議は、締約国会議及び締約国会議が設置する補助機関の手続規則並びに特にこの条約に基づく締約国の財政的な参加について定める財政規則をコンセンサス方式により合意し及び採択する。

4 締約国は、その第一回会合において、この条約の規定の範囲内で海洋環境の保護及び保全に関する責任を果たす上で役立つ必要な追加的措置を検討する。

5 締約国会議は、この条約の効果的な実施について絶えず検討し及び評価し、更に、次のことを行う。

(a) 有害廃棄物及び他の廃棄物による人の健康及び環境に対する害を最小のものと定めるための適当な政策、戦略及び措置の調整を促進すること。

(b) 必要に応じ、利用可能な科学、技術、経済及び環境に関する情報を特に考慮して、この条約及びその附属書の改正を検討し及び採択すること。

(c) この条約の実施並びに第十一条に規定する協定及び取決めの実施から得られる経験に照らして、この条約の目的の達成のために必要な追加的行動を検討し及びとること。

(d) 必要に応じ、議定書を検討し及び採択すること。

(e) この条約の実施に必要なと認められる補助機関を設置すること。

6 国際連合及びその専門機関並びにこの条約の締約国でない国は、締約国会議の会合にオブザーバーを出席させることができる。有害廃棄物又は他の廃棄物に関連のある分野において認められた団体又は機関（国内若しくは国際の又は政府若しくは非政府のものいづれであるかを問わない。）であって、締約国会議の会合にオブザーバーを出席させることを希望する旨事務局に通報したものは、当該会合に出席する締約国の三分の一以上が反対しない限り、オブザーバーを出席させ

ることを認められる。オブザーバーの出席及び参加は、締約国会議が採択する手続規則の適用を受ける。

7 締約国会議は、この条約の効力発生の三年後に及びその後は少なくとも六年ごとに、この条約の有効性について評価を行い、並びに必要と認める場合には、最新の科学、環境、技術及び経済に関する情報に照らして有害廃棄物及び他の廃棄物の国境を越える移動の完全な又は部分的な禁止措置の採用について検討を行う。

第十六条 事務局

1 事務局は、次の任務を遂行する。

(a) 前条及び次条に規定する会合を準備し及びその会合のための役務を提供すること。

(b) 第三条、第四条、第六条、第十一条及び第十三条の規定により受領した情報、前条の規定により設置される補助機関の会合から得られる情報並びに適当な場合には関連する政府機関及び非政府機関により提供される情報に基づく報告書を作成し及び送付すること。

(c) この条約に基づく任務を遂行するために行った活動に関する報告書を作成し及びその報告書を締約国会議に提供すること。

(d) 他の関係国際団体との必要な調整を行うこと。特に、その任務の効果的な遂行のために必要な事務的な及び契約上の取決めを行うこと。

(e) 第五条の規定に従い締約国が指定した中央連絡先及び権限のある当局との間の連絡を行うこと。

(f) 国内の有害廃棄物及び他の廃棄物の処分のために利用可能な締約国の認められた場所及び施設に関する情報を収集し及びその情報を締約国に送付すること。

(g) 要請に応じ、締約国を援助するため、次の情報を締約国から受領し、締約国に伝達すること。

技術援助及び訓練の提供元
利用可能な技術上及び科学上のノウハウ
助言及び専門的知識の提供元

資源の利用可能性

前記の援助は、次のような分野を対象とする。

この条約の通告制度の運用

有害廃棄物及び他の廃棄物の処理

有害廃棄物及び他の廃棄物に関する環境上適正な技術（例えば、廃棄物低減技術及び廃棄物無

発生化技術）

処分能力及び処分場所の評価

有害廃棄物及び他の廃棄物の監視

緊急事態への対応

(h) 締約国が、有害廃棄物又は他の廃棄物が環境上適正な方法で処理されないと信ずるに足りる理由がある場合において要請するときは、国境を越える移動に関する通告、当該有害廃棄物若しくは他の廃棄物の運搬が通告に従っていること又は当該有害廃棄物若しくは他の廃棄物のために予定されている処分施設が環境上適正であることを審査することにつき当該締約国を援助することができ、かつ、必要な技術能力を有するコンサルタント又はコンサルタント会社に関する情報を当該締約国に提供すること。このような審査の費用は、事務局が負担するものではない。

(i) 不法取引の事実を確認するため要請に応じ締約国を援助し及び不法取引に関して入手した情報を関係締約国に対し直ちに送付すること。

(j) 緊急事態が発生した国に対し迅速な援助を行うため、専門家及び機材の提供につき締約国及び権限のある関係国際機関と協力すること。

(k) 締約国会議が決定するところに従い、この条約の目的に関係する他の任務を遂行すること。

2 事務局の任務は、前条の規定に従って開催される締約国会議の第一回会合が終了するまでは、UNEPが暫定的に遂行する。

3 締約国会議は、第一回会合において、この条約に基づく事務局の任務を遂行する意思を表明した既存の適

当な政府間機関の中から事務局を指定する。締約国会議は、また、同会合において、暫定の事務局が課された任務、特に一に規定する任務の実施状況を評価し、及びこれらの任務に適した組織を決定する。

第十七条 この条約の改正

1 締約国は、この条約の改正を提案することができるものとし、また、議定書の締約国は、当該議定書の改正を提案することができる。改正に当たっては、特に、関連のある科学的及び技術的考慮を十分に払うこととする。

2 この条約の改正は、締約国会議の会合において採択する。議定書の改正は、当該議定書の締約国の会合において採択する。この条約及び議定書の修正案は、当該議定書に別段の定めがある場合を除くほか、その採択が提案される会合の少なくとも六箇月前に事務局が締約国に通報する。事務局は、修正案をこの条約の署名国にも参考のために通報する。

3 締約国は、この条約の修正案につき、コンセンサス方式により合意に達するようあらゆる努力を払う。コンセンサスのためのあらゆる努力にもかかわらず合意に達しない場合には、修正案は、最後の解決手段として、当該会合に出席しかつ投票する締約国の四分の三以上の多数票による議決で採択するものとし、寄託者は、これをすべての締約国に対し批准、承認、正式確認又は受諾のために送付する。

4 3に定める手続は、議定書の改正について準用する。ただし、議定書の修正案の採択は、当該会合に出席しかつ投票する当該議定書の締約国の三分の二以上の多数票による議決で足りる。

5 改正の批准書、承認書、正式確認書又は受諾書は、寄託者に寄託する。3又は4の規定に従って採択された改正は、改正を受け入れた締約国の少なくとも四分の三又は改正を受け入れた関連議定書の締約国の少なくとも三分の二の批准書、承認書、正式確認書又は受諾書を寄託者が受領した後九十日目の日に、当該改正

を受け入れた締約国の間で効力を生ずる。改正は、他の締約国が当該改正の批准書、承認書、正式確認書又は受諾書を寄託した後九十日目の日に当該他の締約国について効力を生ずる。ただし、関連議定書に改正の発効要件について別段の定めがある場合を除く。

6 この条の規定の適用上、「出席しかつ投票する締約国」とは、出席しかつ賛成票又は反対票を投ずる締約国をいう。

第十八条 附属書の採択及び改正

1 この条約の附属書又は議定書の附属書は、それぞれ、この条約又は当該議定書の不可分の一部を成すものとし、「この条約」又は「議定書」というときは、別段の明示の定めがない限り、附属書を含めていうものとする。附属書は、科学的、技術的及び事務的な事項に限定される。

2 この条約の追加附属書又は議定書の附属書の提案、採択及び効力発生については、次の手続を適用する。ただし、議定書に当該議定書の附属書に関して別段の定めがある場合を除く。

(a) この条約の追加附属書及び議定書の附属書は、前条の2から4までに定める手続を準用して提案され及び採択される。

(b) 締約国は、この条約の追加附属書又は自国が締約国である議定書の附属書を受諾することができる場合には、その旨を、寄託者が採択を通報した日から六箇月以内に、寄託者に対して書面により通告する。寄託者は、受領した通告をすべての締約国に遅滞なく通報する。締約国は、いつでも、先に行つた異議の宣言に代えて受諾を行うことができるものとし、この場合において、これらの附属書は、当該締約国について効力を生ずる。

(c) これらの附属書は、寄託者による採択の通報の送付の日から六箇月を経過した時に、(b)の規定に基づく通告を行わなかったこの条約又は関連議定書のすべての締約国について効力を生ずる。

3 この条約の附属書及び議定書の附属書の改正の提案、採択及び効力発生は、この条約の附属書及び議定書の附属書の提案、採択及び効力発生と同一の手続に従う。附属書の作成及び改正に当たっては、特に、関連のある科学的及び技術的考慮を十分に払うこととする。

4 附属書の追加又は改正がこの条約又は議定書の改正を伴うものである場合には、追加され又は改正された附属書は、この条約又は当該議定書の改正が効力を生ずる時まで効力を生じない。

第十九条 検証

いずれの締約国も、他の締約国がこの条約に基づく義務に違反して行動し又は行動したと信ずるに足りる理由がある場合には、その旨を事務局に通報することができるものとし、その通報を行うときは、同時かつ速やかに、直接又は事務局を通じ、申立ての対象となつた当該他の締約国にその旨を通報する。すべての関連情報は、事務局が締約国に送付するものとする。

第二十条 紛争の解決

1 この条約又は議定書の解釈、適用又は遵守に関して締約国間で紛争が生じた場合には、当該締約国は、交渉又はその選択する他の平和的手段により紛争の解決に努める。

2 関係締約国が1に規定する手段により紛争を解決することができない場合において紛争当事国が合意するときは、紛争は、国際司法裁判所に付託し又は仲裁に関する附属書VIに規定する条件に従い仲裁に付する。もつとも、紛争を国際司法裁判所へ付託し又は仲裁に付することについて合意に達しなかつた場合においても、当該締約国は、1に規定する手段のいずれかにより紛争を解決するため引き続き努力する責任を免れない。

3 国及び政治統合又は経済統合のための機関は、この条約の批准、受諾、承認若しくは正式確認若しくはこれへの加入の際に又はその後いつでも、同一の義務を受諾する締約国との関係において紛争の解決のための

次のいずれかの手段を当然にかつ特別の合意なしに義務的であると認めることを宣言することができる。

(a) 国際司法裁判所への紛争の付託

(b) 附属書VIに規定する手続に従う仲裁

その宣言は、事務局に対し書面によって通告するものとし、事務局は、これを締約国に送付する。

第二十一条 署名

この条約は、千九百八十九年三月二十二日にバーゼルにおいて、千九百八十九年三月二十三日から同年六月三十日までベルンにあるスイス連邦外務省において、及び千九百八十九年七月一日から千九百九十年三月二十二日までニュー・ヨークにある国際連合本部において、国、国際連合ナミビア理事会により代表されるナミビア及び政治統合又は経済統合のための機関による署名のために開放しておく。

第二十二条 批准、受諾、正式確認又は承認

1 この条約は、国及び国際連合ナミビア理事会により代表されるナミビアによって批准され、受諾され又は承認されなければならない。また、政治統合又は経済統合のための機関によって正式確認され又は承認されなければならない。批准書、受諾書、正式確認書又は承認書は、寄託者に寄託する。

2 この条約の締約国となる1の機関で当該機関のいずれの構成国も締約国となっていないものは、この条約に基づくすべての義務を負う。当該機関及びその一又は二以上の構成国がこの条約の締約国である場合には、当該機関及びその構成国は、この条約に基づく義務の履行についてそれぞれの責任を決定する。この場合において、当該機関及びその構成国は、この条約に基づく権利を同時に行使することができない。

3 1の機関は、この条約の規律する事項に関する当該機関の権限の範囲をこの条約の正式確認書又は承認書において宣言する。当該機関は、また、その権限の範囲の実質的な変更を寄託者に通報し、寄託者は、これを締約国に通報する。

第二十三条 加入

1 この条約は、この条約の署名のための期間の終了後は、国及び国際連合ナミビア理事会により代表されるナミビア並びに政治統合又は経済統合のための機関による加入のために開放しておく。加入書は、寄託者に寄託する。

2 1の機関は、この条約の規律する事項に関する当該機関の権限の範囲をこの条約への加入書において宣言する。当該機関は、また、その権限の範囲の実質的な変更を寄託者に通報する。

3 前条2の規定は、この条約に加入する政治統合又は経済統合のための機関についても適用する。

第二十四条 投票権

1 2の規定の適用がある場合を除くほか、この条約の各締約国は、一の票を有する。

2 政治統合又は経済統合のための機関は、第二十二条3の規定及び前条2の規定により宣言されたその権限の範囲内の事項について、この条約又は関連議定書の締約国であるその構成国の数と同数の票を投ずる権利を行使する。当該機関は、その構成国が自国の投票権を行使する場合には、投票権を行使してはならない。その逆の場合も、同様とする。

第二十五条 効力発生

1 この条約は、二十番目の批准書、受諾書、正式確認書、承認書又は加入書の寄託の日から九十日目の日に効力を生ずる。

2 この条約は、二十番目の批准書、受諾書、承認書、正式確認書又は加入書の寄託の後にこれを批准し、受諾し、承認し若しくは正式確認し又はこれに加入する国及び政治統合又は経済統合のための機関については、当該国又は当該機関による批准書、受諾書、承認書、正式確認書又は加入書の寄託の日から九十日目の日に効力を生ずる。

3 政治統合又は経済統合のための機関によって寄託される文書は、1及び2の規定の適用上、当該機関の構成

国によって寄託されたものに追加して数えてはならない。

第二十六条 留保及び宣言

1 この条約については、留保を付することも、また、適用除外を設けることもできない。

2 1の規定は、この条約の署名、批准、受諾、承認若しくは正式確認又はこれへの加入の際に、国及び政治統合又は経済統合のための機関が、特に当該国又は当該機関の法令をこの条約に調和させることを目的として、用いられる文言及び名称のいかんを問わず、宣言又は声明を行うことを排除しない。ただし、このような宣言又は声明は、当該国に対するこの条約の適用において、この条約の法的効力を排除し又は変更することを意味しない。

第二十七条 脱退

1 締約国は、自国についてこの条約が効力を生じた日から三年を経過した後いつでも、寄託者に対して書面による脱退の通告を行うことにより、この条約から脱退することができる。

2 脱退は、寄託者が脱退の通告を受領した後一年を経過した日又はそれよりも遅い日であって脱退の通告において指定されている日に効力を生ずる。

第二十八条 寄託者

国際連合事務総長は、この条約及び議定書の寄託者とする。

第二十九条 正文

この条約のアラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語の原本は、ひとしく正文とする。以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

千九百八十九年三月二十二日にバーゼルで作成した。

附属書I 規制する廃棄物の分類

Y1 病院、医療センター及び診療所における医療行為

<p>から生ずる医療廃棄物</p> <p>Y 2 医薬品の製造及び調剤から生ずる廃棄物</p> <p>Y 3 廃医薬品</p> <p>Y 4 駆除剤及び植物用薬剤の製造、調合及び使用から生ずる廃棄物</p> <p>Y 5 木材保存用薬剤の製造、調合及び使用から生ずる廃棄物</p> <p>Y 6 有機溶剤の製造、調合及び使用から生ずる廃棄物</p> <p>Y 7 熱処理及び焼戻作業から生ずるシアン化合物を含む廃棄物</p> <p>Y 8 当初に意図した使用に適しない廃鉱油</p> <p>Y 9 油と水又は炭化水素と水の混合物又は乳濁物である廃棄物</p> <p>Y 10 ポリ塩化ビフェニル (PCB)、ポリ塩化テルフエニル (PCT) 若しくはポリ臭化ビフェニル (PB) を含み又はこれらにより汚染された廃棄物物質及び廃棄物</p> <p>Y 11 精製、蒸留及びあらゆる熱分解処理から生ずるタール状の残滓</p> <p>Y 12 インキ、染料、顔料、塗料、ラッカー及びワニスの製造、調合及び使用から生ずる廃棄物</p> <p>Y 13 樹脂、ラテックス、可塑性剤及び接着剤の製造、調合及び使用から生ずる廃棄物</p> <p>Y 14 研究開発又は教育上の活動から生ずる同定されていない又は新規の廃化学物質であって、人又は環境に及ぼす影響が未知のもの</p> <p>Y 15 この条約以外の法的な規制の対象とされていない爆発性の廃棄物</p> <p>Y 16 写真用化学薬品及び現像剤の製造、調合及び使用から生ずる廃棄物</p> <p>Y 17 金属及びプラスチックの表面処理から生ずる廃棄物</p> <p>Y 18 産業廃棄物の処分作業から生ずる残滓</p> <p>Y 19 金属カルボニル</p>	<p>Y 20 ベリリウム、ベリリウム化合物</p> <p>Y 21 六価クロム化合物</p> <p>Y 22 銅化合物</p> <p>Y 23 亜鉛化合物</p> <p>Y 24 砒素、砒素化合物</p> <p>Y 25 セレン、セレン化合物</p> <p>Y 26 カドミウム、カドミウム化合物</p> <p>Y 27 アンチモン、アンチモン化合物</p> <p>Y 28 テルル、テルル化合物</p> <p>Y 29 水銀、水銀化合物</p> <p>Y 30 タリウム、タリウム化合物</p> <p>Y 31 鉛、鉛化合物</p> <p>Y 32 ふっ化カルシウムを除く無機ふっ素化合物</p> <p>Y 33 無機シアン化合物</p> <p>Y 34 酸性溶液又は固体状の酸</p> <p>Y 35 塩基性溶液又は固体状の塩基</p> <p>Y 36 石綿(粉じん及び繊維状のもの)</p> <p>Y 37 有機りん化合物</p> <p>Y 38 有機シアン化合物</p> <p>Y 39 フェノール、フェノール化合物(クロロフェノールを含む。)</p> <p>Y 40 エーテル</p> <p>Y 41 ハロゲン化された有機溶剤</p> <p>Y 42 ハロゲン化された溶剤を除く有機溶剤</p> <p>Y 43 ポリ塩化ジベンゾフラン類</p> <p>Y 44 ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン類</p> <p>Y 45 この附属書(例えば、Y 39 及び Y 41 から Y 44 まで)に掲げる物質以外の有機ハロゲン化合物</p>	<p>には、当該廃棄物がこの条約第一条 1(a) の規定に従い有害でないことを証明するために附属書 III を利用することを排除しない。</p> <p>(c) 附属書 IX に掲げる廃棄物への指定は、特別の場合において、当該廃棄物が附属書 III の特性を示す程度に附属書 I の物を含むときは、この条約第一条 1(a) の規定に従い、当該廃棄物が有害な特性を有するものであるとすることを排除しない。</p> <p>(d) 附属書 VIII 及び附属書 IX は、廃棄物の特性を明らかにすることを目的とするこの条約第一条 1(a) の規定の適用に影響を及ぼすものではない。</p> <p>附属書 II 特別の考慮を必要とする廃棄物の分類</p> <p>Y 46 家庭から収集される廃棄物</p> <p>Y 47 家庭の廃棄物の焼却から生ずる残滓</p> <p>Y 48 プラスチックの廃棄物(当該廃棄物の混合物を含むものとし、次のものを除く。)(注 1、注 2)</p> <p>この条約の第一条 1(a) に規定する有害廃棄物であるプラスチックの廃棄物(附属書 VIII A 表の関連項目 A 三二一〇参照)</p> <p>次に掲げるプラスチックの廃棄物であって、環境上適正な方法で再生利用すること(注 3)を目的とし、かつ、ほとんど汚染されておらず、及び他の種類の廃棄物をほとんど含まない(注 4)もの</p> <p>主として(注 5)一のハロゲン化されていない重合体(次の重合体を含むが、これらに限定されない。)から成るプラスチックの廃棄物</p> <p>ポリエチレン (PE)</p> <p>ポリプロピレン (PP)</p> <p>ポリスチレン (PS)</p> <p>ポリクロニトリルブタジエンスチレン (ABS)</p> <p>ポリエチレンテレフタレート (PET)</p> <p>ポリカーボネート (PC)</p>
<p>(b) 附属書 VIII に掲げる廃棄物への指定は、特別の場合</p>	<p>掲げる廃棄物は、この条約第一条 1(a) の規定に従い有害な特性を有するものとし、及び附属書 IX に掲げる廃棄物は、この条約第一条 1(a) の規定の適用を受けない。</p>	

ポリエーテル

主として(注5)一の硬化した樹脂又は縮合物(次の樹脂を含むが、これらに限定されない。)から成るプラスチックの廃棄物

尿素ホルムアルデヒド樹脂

フェノールホルムアルデヒド樹脂

メラミンホルムアルデヒド樹脂

エポキシ樹脂

アルキド樹脂

主として(注5)次の一のふっ化重合体から成るプラスチックの廃棄物(消費者によって捨てられた廃棄物を除く。)

パーフルオロエチレンープロピレン (FE P)

パーフルオロアルコキシアルカン

テトラフルオロエチレンーパーフルオロアルキルビニルエーテル (PFA)

テトラフルオロエチレンーパーフルオロメチルビニルエーテル (MFA)

ふっ化ポリビニル (PVF)

ふっ化ポリビニリデン (PVDF)

ポリエチレン (PE)、ポリプロピレン (PP) 又はポリエチレンテレフタレート (PET) から成るプラスチックの廃棄物の混合物であって、環境上適正な方法で各物質に分別し、再生利用すること(注6)を目的とし、かつ、ほとんど汚染されておらず、及び他の種類の廃棄物をほとんど含まない(注4)もの

電気及び電子廃棄物(附属書VIII A表の関連項目A一一八一参照)(注7)

電気機器及び電子機器の廃棄物

電気機器及び電子機器の廃棄物であって、附属書IIIの特性を示す程度に附属書Iの成分を含まず、かつ、これらにより汚染されていないもの

電気機器及び電子機器の廃棄物であって、附属書IIIの特性を示す程度に附属書Iの成分を含み又はこれらにより汚染された部品(例えば、特定の回路基板、特定の表示機器)を含まないもの

電気機器及び電子機器の廃棄物(例えば、特定の回路基板、特定の表示機器)であって、附属書IIの他の項目又は附属書IXの項目に該当する場合を除くほか、附属書IIIの特性を示す程度に附属書Iの成分を含まず、かつ、これらにより汚染されていないもの

注1 Y 48の規定は、二千二十一年一月一日に効力を生ずる。

注2 締約国は、このY 48の規定に関し、一層厳しい要件を課することができる。

注3 溶剤として使用しない有機物の再生利用若しくは回収利用(附属書IV B表R3)又は必要なときは、一度限りの一時保管(ただし、一時保管後にR3に規定する作業を行い、及び契約に関する又は関連する正式な書類によって証明することを条件とする。)

注4 「ほとんど汚染されておらず、及び他の種類の廃棄物をほとんど含まない」の語に関しては、国際規格及び国内規格において、判断の基準を示すことができる。

注5 「主として」の語に関しては、国際規格及び国内規格において、判断の基準を示すことができる。

注6 溶剤として使用しない有機物の事前の分別を伴う再生利用若しくは回収利用(附属書IV B表R3)又は必要なときは、一度限りの一時保管(ただし、一時保管後にR3に規定する作業を行い、及び契約に関する又は関連する正式な書類によって証明することを条件とする。)

注7 Y 49の規定は、二千二十五年一月一日に効力を生ずる。

附属書III 有害な特性の表

国際連合分類	分類記号	特性
1 (注) 区分	H1	爆発性 爆発性の物質又は廃棄物とは、固体又は液体と物質又は廃棄物(又はこれらの混合物)であって、化学反応によりそれ自体が周囲に対して損害を引き起こすような温度、圧力及び速度でガスを発生することが可能なものをいう。
3	H3	引火性の液体 引火性の液体とは、液体、液体の混合物、固体を溶解した液体又は懸濁液(例えば、塗料、ワニス、ラッカー等が該当するが、危険な特性により他に分類される物質及び廃棄物は、除く。)であって、密閉容器試験において摂氏六十・五度以下又は開放容器試験において摂氏六十五・六度以下の温度で引火性の蒸気を発生するものをいう(開放容器試験及び密閉容器試験の結果は、厳密に同じものではないこともあり、また、同一の試験による個々の結果さえも異なることが多いので、このような相違を考慮に入れるためこれらの数値とは異なる基準を設けることは、この定義の考え方の許

6・1	5・2	5・1	4・3	4・2	4・1
H6・1	H5・2	H5・1	H4・3	H4・2	H4・1
毒性(急性) えん下し、吸入し又は皮膚接	有機過酸化物 二価の—O—O—構造を含む有機物質又は廃棄物は、発熱を伴う自己加速的な分解を行うことのある熱に対して不安定な物質である。	酸化性 それ自体には必ずしも燃焼性はないが、一般的に酸素を発生することにより他の物を燃焼させ又は他の物の燃焼を助ける物質又は廃棄物	水との相互作用により、自然発火しやすくなり又は危険量の引火性ガスを発生しやすしい物質又は廃棄物	自然発火しやすしい物質又は廃棄物 運搬中における通常の条件下で自然に発熱することにより又は空気と作用して発熱することにより発火しやすしい物質又は廃棄物	可燃性の固体 固体又は固体廃棄物(爆発性に分類されるものを除く。)であって、運搬中に起こることのある条件下で、燃焼しやすく又は摩擦により、燃焼を引き起こし若しくは燃焼を助けるもの
9	9	9	8	6・2	
H12	H11	H10	H8	H6・2	
棄物	生毒性 放出された場合に、生物濃縮により又は生物系に対する毒性作用により、環境に対し即時又は遅発性の悪影響を及ぼし又は及ぼすおそれのある物質又は廃棄物	毒性(遅発性又は慢性) 吸入し若しくは摂取し又は皮膚に浸透した場合に、発がん性を含む遅発性又は慢性の影響を及ぼすことのある物質又は廃棄物	空気又は水と作用することによる毒性ガスの発生 空気又は水との相互作用により、危険な量の毒性ガスを発生しやすしい物質又は廃棄物	腐食性 化学作用により、生体組織に接触した場合に重大な傷害を生じ又は漏出した場合に他の物品若しくは運搬手段に著しい損害を与え若しくはこれらを破壊する物質又は廃棄物(これらの物質又は廃棄物は、他の有害な作用も引き起こすことがある。)	触した場合に、死若しくは重大な傷害を引き起こし又は人の健康を害しやすしい物質又は廃棄物 病毒をうつしやすしい物質 動物若しくは人に疾病を引き起こすことが知られ若しくは疑われている生きた微生物又はその毒素を含有する物質又は廃棄物
D4	D3	D2	D1	9	H13
表面貯留(例えば、液状又は泥状の廃棄物をくぼ	地中の深部への注入(例えば、井戸、岩塩ドーム又は天然の貯留場所へのポンプ注送が可能な廃棄物の注入)	土壌処理(例えば、液状又は泥状の廃棄物の土中における生物分解)	地中又は地上への投棄(例えば、埋立て)	9	H13
<p>注 この分類区分は、危険物の運搬に関する国際連合勧告(千九百八十八年にニュー・ヨークの国際連合において採択された文書ST—SG—AC—1—0—1—改定第五版)に規定する有害な特性の分類制度に対応するものである。</p> <p>試験 ある種の廃棄物がもたらす潜在的な危害は、まだ完全に立証されておらず、このような危害を定量的に明らかにする試験は、存在しない。当該廃棄物がもたらす人又は環境への潜在的な危害の特性を表す方法を開発するため、更に、研究が必要である。標準的な試験は、不純物を含まない物質及び物に関して開発されてきたものである。附属書Iに掲げる物がこの附属書に掲げるいずれの特性を示すかを決定するため、多数の国が、これらの物について適用することのできる国内的な試験を開発してきた。</p> <p>附属書IV 処分作業 A 資源回収、再生利用、回収利用、直接再利用 又は代替的利用の可能性に結びつかない作業 このA表は、資源回収、再生利用、回収利用、直接再利用又は代替的利用の可能性に結びつかない処分作業であって実際に行われるすべてのものを含む。</p> <p>D1 地中又は地上への投棄(例えば、埋立て) D2 土壌処理(例えば、液状又は泥状の廃棄物の土中における生物分解) D3 地中の深部への注入(例えば、井戸、岩塩ドーム又は天然の貯留場所へのポンプ注送が可能な廃棄物の注入) D4 表面貯留(例えば、液状又は泥状の廃棄物をくぼ</p>					
<p>処分した後、何らかの方法により、この表に掲げる特性を有する他の物(例えば、浸出液)を生成することが可能な物</p>					

<p>地、池又は潟に貯留すること。)</p> <p>D 5 特別に設計された処分場における埋立て(例えば、ふたをされ、かつ、相互に及び周囲から隔離されている遮水された区画群に埋め立てること。)</p> <p>D 6 海洋を除く水域への放出</p> <p>D 7 海洋への放出(海底下への挿入を含む。)</p> <p>D 8 この附属書において他に規定されていない生物学的処理であつて、その結果生ずる最終的な化合物又は混合物がこのA表に掲げるいずれかの作業方法によつて廃棄されることとなるもの</p> <p>D 9 この附属書において他に規定されていない物理化学的処理であつて、その結果生ずる最終的な化合物又は混合物がこのA表に掲げるいずれかの作業方法によつて廃棄されることとなるもの(例えば、蒸発、乾燥、煨^か焼、中和、沈殿)</p> <p>D 10 陸上における焼却</p> <p>D 11 海洋における焼却</p> <p>D 12 永久保管(例えば、容器に入れ鉢坑において保管すること。)</p> <p>D 13 このA表に掲げるいずれかの作業に先立つ場合又は混合</p> <p>D 14 このA表に掲げるいずれかの作業に先立つこと</p> <p>D 15 このA表に掲げるいずれかの作業が行われるまでの間の保管</p> <p>B 資源回収、再生利用、回収利用、直接再利用</p> <p>又は代替の利用に結びつく作業</p> <p>このB表は、有害廃棄物であると法的に定義され又は認められている物であつて、このB表に掲げる作業が行われなかつた場合には、A表に掲げる作業が行われていたはずのものに関するすべての作業を含む。</p> <p>R 1 燃料としての利用(直接焼却を除く。)</p> <p>又はエネルギーを得るための他の手段としての利用</p>	<p>R 2 溶剤の回収利用又は再生</p> <p>R 3 溶剤として使用しない有機物の再生利用又は回収利用</p> <p>R 4 金属及び金属化合物の再生利用又は回収利用</p> <p>R 5 その他の無機物の再生利用又は回収利用</p> <p>R 6 酸又は塩基の再生</p> <p>R 7 汚染の除去のために使用した成分の回収</p> <p>R 8 触媒からの成分の回収</p> <p>R 9 使用済みの油の精製又はその他の再利用</p> <p>R 10 農業又は生態系の改良に役立つ土壌処理</p> <p>R 11 R 1からR 10までに掲げる作業から得られた残渣の利用</p> <p>R 12 R 1からR 11までに掲げる作業に提供するための廃棄物の交換</p> <p>R 13 このB表に掲げるいずれかの作業のための物の集積</p>	<p>20 廃棄物の処分者から輸出者又は発生者に送付された情報(施設に関する技術的な記述を含む。)であつて、当該廃棄物が輸入国の法令に従つて環境上適正な方法で処理されないと信ずるに足りる理由はないとの処分者の評価の根拠となつたもの</p> <p>21 輸出者と処分者との間の契約に関する情報</p> <p>注釈</p> <p>注 1 正式の名称及び住所並びに電話、テレックス又はファクシミリの番号並びに連絡責任者の氏名及び住所並びに電話、テレックス又はファクシミリの番号</p> <p>注 2 正式の名称及び住所並びに電話、テレックス又はファクシミリの番号</p> <p>注 3 複数回の運搬を対象とする包括的な通告の場合において、個々の運搬の予定日又はこれが不明のときは、運搬の予定回数を明記することが必要となる。</p> <p>注 4 関連する保険の要件に関する情報並びに輸出者、運搬者及び処分者が当該要件をどのように満たしているかに関する情報</p> <p>注 5 廃棄物の取扱い及び予定されている処分の方法の双方において当該廃棄物がもたらす毒性その他の危</p>
<p>11 予定されている運搬手段(道路、鉄道、海路、空路</p> <p>9 包括的な通告であるか個別的な通告であるかの別</p> <p>10 予定されている廃棄物の発送日及び輸出の期間並びに予定されている運搬経路(入国及び出国の地点を含む。)(注3)</p> <p>8 権限のある当局(注2)</p> <p>7 権限のある当局(注2)</p> <p>6 権限のある当局(注2)</p> <p>5 権限のある当局(注2)</p> <p>4 権限のある当局(注2)</p> <p>3 権限のある当局(注2)</p> <p>2 権限のある当局(注2)</p> <p>1 権限のある当局(注2)</p>	<p>1 廃棄物の輸出の理由</p> <p>2 廃棄物の輸出者(注1)</p> <p>3 廃棄物の発生者及び発生場所(注1)</p> <p>4 廃棄物の処分者及び実際の処分場所(注1)</p> <p>5 判明している場合には、予定されている廃棄物の運搬者又はその委託を受けた者(注1)</p> <p>6 廃棄物の輸出国</p> <p>7 権限のある当局(注2)</p> <p>8 権限のある当局(注2)</p> <p>9 権限のある当局(注2)</p> <p>10 権限のある当局(注2)</p> <p>11 権限のある当局(注2)</p> <p>12 権限のある当局(注2)</p> <p>13 権限のある当局(注2)</p>	<p>12 保険に関する情報(注4)</p> <p>13 廃棄物の名称及び性状(Y番号、国際連合番号及び組成(注5)を含む。)並びにその取扱いのための特別の要件(事故の場合の緊急の措置を含む。)に関する情報</p> <p>14 予定されているこん包の形態(例えば、ばら積み、ドラム缶入り、タンカー)</p> <p>15 重量及び体積の見積り(注6)</p> <p>16 廃棄物が発生した過程(注7)</p> <p>17 附属書Iに掲げる廃棄物については、附属書IIIによる分類(有害な特性、H番号及び国際連合分類区分)</p> <p>18 附属書IVに従つた処分の方法</p> <p>19 情報が正確である旨の発生者及び輸出者による申告</p>
<p>及び内水航路)</p> <p>12 保険に関する情報(注4)</p> <p>13 廃棄物の名称及び性状(Y番号、国際連合番号及び組成(注5)を含む。)並びにその取扱いのための特別の要件(事故の場合の緊急の措置を含む。)に関する情報</p> <p>14 予定されているこん包の形態(例えば、ばら積み、ドラム缶入り、タンカー)</p> <p>15 重量及び体積の見積り(注6)</p> <p>16 廃棄物が発生した過程(注7)</p> <p>17 附属書Iに掲げる廃棄物については、附属書IIIによる分類(有害な特性、H番号及び国際連合分類区分)</p> <p>18 附属書IVに従つた処分の方法</p> <p>19 情報が正確である旨の発生者及び輸出者による申告</p> <p>20 廃棄物の処分者から輸出者又は発生者に送付された情報(施設に関する技術的な記述を含む。)であつて、当該廃棄物が輸入国の法令に従つて環境上適正な方法で処理されないと信ずるに足りる理由はないとの処分者の評価の根拠となつたもの</p> <p>21 輸出者と処分者との間の契約に関する情報</p> <p>注釈</p> <p>注 1 正式の名称及び住所並びに電話、テレックス又はファクシミリの番号並びに連絡責任者の氏名及び住所並びに電話、テレックス又はファクシミリの番号</p> <p>注 2 正式の名称及び住所並びに電話、テレックス又はファクシミリの番号</p> <p>注 3 複数回の運搬を対象とする包括的な通告の場合において、個々の運搬の予定日又はこれが不明のときは、運搬の予定回数を明記することが必要となる。</p> <p>注 4 関連する保険の要件に関する情報並びに輸出者、運搬者及び処分者が当該要件をどのように満たしているかに関する情報</p> <p>注 5 廃棄物の取扱い及び予定されている処分の方法の双方において当該廃棄物がもたらす毒性その他の危</p>	<p>12 保険に関する情報(注4)</p> <p>13 廃棄物の名称及び性状(Y番号、国際連合番号及び組成(注5)を含む。)並びにその取扱いのための特別の要件(事故の場合の緊急の措置を含む。)に関する情報</p> <p>14 予定されているこん包の形態(例えば、ばら積み、ドラム缶入り、タンカー)</p> <p>15 重量及び体積の見積り(注6)</p> <p>16 廃棄物が発生した過程(注7)</p> <p>17 附属書Iに掲げる廃棄物については、附属書IIIによる分類(有害な特性、H番号及び国際連合分類区分)</p> <p>18 附属書IVに従つた処分の方法</p> <p>19 情報が正確である旨の発生者及び輸出者による申告</p> <p>20 廃棄物の処分者から輸出者又は発生者に送付された情報(施設に関する技術的な記述を含む。)であつて、当該廃棄物が輸入国の法令に従つて環境上適正な方法で処理されないと信ずるに足りる理由はないとの処分者の評価の根拠となつたもの</p> <p>21 輸出者と処分者との間の契約に関する情報</p> <p>注釈</p> <p>注 1 正式の名称及び住所並びに電話、テレックス又はファクシミリの番号並びに連絡責任者の氏名及び住所並びに電話、テレックス又はファクシミリの番号</p> <p>注 2 正式の名称及び住所並びに電話、テレックス又はファクシミリの番号</p> <p>注 3 複数回の運搬を対象とする包括的な通告の場合において、個々の運搬の予定日又はこれが不明のときは、運搬の予定回数を明記することが必要となる。</p> <p>注 4 関連する保険の要件に関する情報並びに輸出者、運搬者及び処分者が当該要件をどのように満たしているかに関する情報</p> <p>注 5 廃棄物の取扱い及び予定されている処分の方法の双方において当該廃棄物がもたらす毒性その他の危</p>	<p>及び内水航路)</p> <p>12 保険に関する情報(注4)</p> <p>13 廃棄物の名称及び性状(Y番号、国際連合番号及び組成(注5)を含む。)並びにその取扱いのための特別の要件(事故の場合の緊急の措置を含む。)に関する情報</p> <p>14 予定されているこん包の形態(例えば、ばら積み、ドラム缶入り、タンカー)</p> <p>15 重量及び体積の見積り(注6)</p> <p>16 廃棄物が発生した過程(注7)</p> <p>17 附属書Iに掲げる廃棄物については、附属書IIIによる分類(有害な特性、H番号及び国際連合分類区分)</p> <p>18 附属書IVに従つた処分の方法</p> <p>19 情報が正確である旨の発生者及び輸出者による申告</p> <p>20 廃棄物の処分者から輸出者又は発生者に送付された情報(施設に関する技術的な記述を含む。)であつて、当該廃棄物が輸入国の法令に従つて環境上適正な方法で処理されないと信ずるに足りる理由はないとの処分者の評価の根拠となつたもの</p> <p>21 輸出者と処分者との間の契約に関する情報</p> <p>注釈</p> <p>注 1 正式の名称及び住所並びに電話、テレックス又はファクシミリの番号並びに連絡責任者の氏名及び住所並びに電話、テレックス又はファクシミリの番号</p> <p>注 2 正式の名称及び住所並びに電話、テレックス又はファクシミリの番号</p> <p>注 3 複数回の運搬を対象とする包括的な通告の場合において、個々の運搬の予定日又はこれが不明のときは、運搬の予定回数を明記することが必要となる。</p> <p>注 4 関連する保険の要件に関する情報並びに輸出者、運搬者及び処分者が当該要件をどのように満たしているかに関する情報</p> <p>注 5 廃棄物の取扱い及び予定されている処分の方法の双方において当該廃棄物がもたらす毒性その他の危</p>

険性の観点から最も有害な諸成分の性質及び濃度

注6 複数回の運搬を対象とする包括的な通告の場合には、総量の見積り及び個別の運搬量の見積りの双方を明記することが必要となる。

注7 有害性を評価し及び予定されている処分作業の妥当性を判定するために必要な場合に限る。

附属書VB 移動書類に記載する情報

1 廃棄物の輸出者(注1)

2 廃棄物の発生者及び発生場所(注1)

3 廃棄物の処分者及び実際の処分の場所(注1)

4 廃棄物の運搬者(注1)又はその委託を受けた者

5 包括的な通告であるか個別の通告であるかの別

6 国境を越える移動の開始の日付並びに廃棄物に責任を有するそれぞれの者による受領の日付及び署名

7 運搬手段(道路、鉄道、内水航路、海路及び空路)並びに輸出国、通過国及び輸入国並びに指定されている場合には入国及び出国の地点

8 廃棄物の概要(性状、危険物の運搬に関する国際連合勧告に規定する正規の品名、国際連合分類区分及び国際連合番号並びに該当するY番号及びH番号)

9 事故の場合の緊急の措置を含む取扱いのための特別の要件に関する情報

10 こん包の形態及び数

11 重量及び体積

12 情報が正確である旨の発生者又は輸出者による申告

13 締約国であるいずれの關係国の権限のある当局からも異議がないことを示す発生者又は輸出者による申告

14 指定された処分施設において受領した旨の処分者による証明並びに処分の方法及び処分の予定日の指定

注釈

移動書類に必要な情報は、可能な場合には、運搬規則に基づく必要な情報とともに一の書類に統合する。これ

が可能でない場合には、移動書類に必要な情報は、運搬規則に基づく必要な情報と重複するよりはこれを補充するものとなるようにする。移動書類には、いずれの者が情報を提供し及び書式に記入するかについての指示を明記する。

注1 正式の名称及び住所並びに電話、テレックス又はファクシミリの番号並びに緊急の場合の連絡責任者の氏名及び住所並びに電話、テレックス又はファクシミリの番号

注1 正式の名称及び住所並びに電話、テレックス又はファクシミリの番号並びに緊急の場合の連絡責任者の氏名及び住所並びに電話、テレックス又はファクシミリの番号

附属書VI 仲裁

第一条

仲裁手続は、この条約第二十条に規定する合意に別段の定めがない限り、この附属書の次条から第十条までの規定に従って行われる。

第二条

申立国である締約国は、紛争当事国が、この条約第二十条の2又は3の規定に従って紛争を仲裁に付することに合意した旨を事務局に通告する。通告には、特に、その解釈又は適用が問題となっているこの条約の条文を含む。事務局は、受領した情報をこの条約のすべての締約国に対し送付する。

第三条

仲裁裁判所は、三人の仲裁人で構成する。各紛争当事国は、各一人の仲裁人を任命し、このようにして任命された二人の仲裁人は、合意により第三の仲裁人を指名し、第三の仲裁人は、当該仲裁裁判所において議長となる。議長は、いずれかの紛争当事国の国民であつてはならず、いずれかの紛争当事国の領域に日常の住居を有してはならず、いずれの紛争当事国によつても雇用されてはならず、及び仲裁に付された紛争を仲裁人以外のいかなる資格においても取り扱ったことがあつてはならない。

第四条

1 第二の仲裁人が任命された日から二箇月以内に仲裁裁判所の議長が指名されなかった場合には、国際連合事務局は、いずれかの紛争当事国が要請を受けた後二箇月以内に仲裁人を任命しない場合には、他方の紛争当事国は、国際連合事務局にその旨を通報し、同事務総長は、更に二箇月の期間内に仲裁裁判所の議長を指名する。指名の際に、仲裁裁判所の議長は、仲裁人を任命していない紛争当事国に対し、二箇月以内に仲裁人を任命するよう要請する。当該任命が行われることなく当該期間が経過した後は、議長は、その旨を同事務総長に通報し、同事務総長は、更に二箇月の期間内に当該任命を行う。

第五条

1 仲裁裁判所は、国際法及びこの条約の規定に従い、その決定を行う。

第六条

1 手続及び実体に関する仲裁裁判所の決定は、いずれもその仲裁人の過半数による議決で行う。

2 仲裁裁判所は、事実を確定するため、すべての適当な措置をとることができる。仲裁裁判所は、いずれかの紛争当事国の要請に応じ、不可欠な保全のための暫定措置を勧告することができる。

3 紛争当事国は、仲裁手続の効果的な実施に必要なすべての便益を提供する。

4 一の紛争当事国の欠席は、仲裁手続を妨げるものではない。

第七条

仲裁裁判所は、紛争の対象である事項から直接に生ずる反対請求について聴取し及び決定することができる。

第八条

仲裁裁判所が仲裁に付された紛争の特別の事情により別段の決定を行う場合を除くほか、仲裁裁判所の費用(仲裁人の報酬を含む)は、紛争当事国が均等に負担する。

事務総長は、いずれかの紛争当事国の要請に応じ、更に二箇月の期間内に議長を指名する。

2 いずれかの紛争当事国が要請を受けた後二箇月以内に仲裁人を任命しない場合には、他方の紛争当事国は、国際連合事務局にその旨を通報し、同事務総長は、更に二箇月の期間内に仲裁裁判所の議長を指名する。指名の際に、仲裁裁判所の議長は、仲裁人を任命していない紛争当事国に対し、二箇月以内に仲裁人を任命するよう要請する。当該任命が行われることなく当該期間が経過した後は、議長は、その旨を同事務総長に通報し、同事務総長は、更に二箇月の期間内に当該任命を行う。

1 仲裁裁判所は、国際法及びこの条約の規定に従い、その決定を行う。

第六条

1 手続及び実体に関する仲裁裁判所の決定は、いずれもその仲裁人の過半数による議決で行う。

2 仲裁裁判所は、事実を確定するため、すべての適当な措置をとることができる。仲裁裁判所は、いずれかの紛争当事国の要請に応じ、不可欠な保全のための暫定措置を勧告することができる。

3 紛争当事国は、仲裁手続の効果的な実施に必要なすべての便益を提供する。

4 一の紛争当事国の欠席は、仲裁手続を妨げるものではない。

第七条

仲裁裁判所は、紛争の対象である事項から直接に生ずる反対請求について聴取し及び決定することができる。

第八条

仲裁裁判所が仲裁に付された紛争の特別の事情により別段の決定を行う場合を除くほか、仲裁裁判所の費用(仲裁人の報酬を含む)は、紛争当事国が均等に負担する。

仲裁裁判所は、すべての費用に関する記録を保持するものとし、紛争当事国に対して最終的な費用の明細書を提出する。

第九条

いずれの締約国も、紛争の対象である事項につき当該仲裁の決定により影響を受けるおそれのある法律上の利害関係を有する場合には、仲裁裁判所の同意を得て仲裁手続に参加することができる。

第十条

1 仲裁裁判所は、設置の日より五箇月以内にその仲裁判断を行う。ただし、必要と認める場合には、五箇月を超えない期間その期限を延長することができる。

2 仲裁裁判所の仲裁判断には、理由が付されなければならない。仲裁判断は、最終的なものであり、かつ、紛争当事国を拘束する。

3 仲裁判断の解釈又は履行に関し紛争当事国間で生ずるいかなる紛争も、いずれかの紛争当事国が、当該仲裁判断を行った仲裁裁判所に付託することができるものとし、また、当該仲裁裁判所に付託することができる場合には、最初のものと同様の方法によりこのために構成する別の仲裁裁判所に付託することができる。

附属書 VIII

A 表

この附属書に掲げる廃棄物は、この条約第一条1(a)の規定に従い有害な特性を有する。この附属書に掲げる廃棄物への指定は、当該廃棄物が有害でないことを証明するために附属書 III を利用することを排除しない。

A 1 金属の廃棄物及び金属を含有する廃棄物

A 1-01-01 次のいずれかの金属の廃棄物及び当該金属の合金から成る廃棄物（B 表に特に掲げるものを除く。）
アンチモン

砒素
ベリリウム
カドミウム

鉛
水銀
セレン
テルル
タリウム

A 1-01-02 次のいずれかを成分又は汚染物質として含む廃棄物（塊状の金属のものを除く。）
アンチモン、アンチモン化合物
ベリリウム、ベリリウム化合物
カドミウム、カドミウム化合物
鉛、鉛化合物
セレン、セレン化合物
テルル、テルル化合物

A 1-01-03 次のいずれかを成分又は汚染物質として含む廃棄物
砒素、砒素化合物
水銀、水銀化合物
タリウム、タリウム化合物

A 1-01-04 次のいずれかを成分として含む廃棄物
金属カルボニル
六価クロム化合物
めっき汚泥

A 1-01-05 金属の酸洗いから生ずる廃液
A 1-01-06 亜鉛精錬の過程から生ずる浸出残滓並びにジャロサイト、赤鉄鉱等の粉じん及び汚泥
A 1-01-08 B 表に掲げられていない亜鉛の廃棄物の残滓で、附属書 III の特性を示すのに十分な濃度で鉛及びカドミウムを含むもの
A 1-01-09 絶縁銅線の焼却から生ずる灰

A 1-11-00 銅精錬所のガス処理設備から生ずる粉じん及び残滓

A 1-11-01 銅の電解精錬及び電解採取工程から生ずる使用済み電解液

A 1-11-02 銅の電解精錬及び電解採取工程における電解液の浄化設備から生ずる汚泥（陽極スライムを除く。）

A 1-11-03 溶解した銅を含む使用済みエッチング溶液

A 1-11-04 塩化第二銅及びシアン化銅触媒の廃棄物

A 1-11-05 B 表に掲げられていない印刷回路基板の焼却から生ずる貴金属の灰（注 1）

A 1-11-06 鉛蓄電池の廃棄物（破碎されているかいないかを問わない。）

A 1-11-07 分別されていない電池の廃棄物（B 表に掲げる電池のみの混合物を除く。）及び B 表に掲げられていない電池の廃棄物で、有害なものどされる程度に附属書 I の成分を含むもの

A 1-11-08 電気部品及び電子部品の廃棄物又はそのくず（注 2）で、A 表に掲げる蓄電池その他の電池、水銀スイッチ、陰極線管その他の活性化ガラス及び PCB コンデンサーを構成物として含むもの又は附属書 III に掲げる特性のいずれかを有する程度に附属書 I の成分（例えば、カドミウム、水銀、鉛、ポリ塩化ビフェニル）により汚染されているもの（B 表の関連項目 B 1-11-01（参照）（注 3、注 4）

A 1-11-09 電気及び電子廃棄物（附属書 II の関連項目 Y 49 参照）（注 5、注 6）
電気機器及び電子機器の廃棄物
電気機器及び電子機器の廃棄物であつて、附属書 III の特性を示す程度にか

ドミウム、鉛、水銀、有機ハロゲン化合物若しくは他の附属書Ⅰの成分を含み又はこれらにより汚染されたもの
電気機器及び電子機器の廃棄物であつて、附属書Ⅲの特性を示す程度に附属書Ⅰの成分を含み又はこれらにより汚染された部品（次のいずれかの部品を含むが、これらに限定されない。）を含むもの

A表に掲げる陰極線管ガラス

A表に掲げる電池

水銀を含有するスイッチ、ランプ、

蛍光管又は表示機器のバックライト

PCBを含むコンデンサー

石綿を含む部品

特定の回路基板

特定の表示機器

臭素系難燃剤を含有する特定のプラスチック部品

電気機器及び電子機器の廃部品であつて、A表の他の項目に該当する場合を除くほか、附属書Ⅲの特性を示す程度に附属書Ⅰの成分を含み又はこれらにより汚染されたもの

電気機器及び電子機器の廃棄物又は廃部品の処理から生ずる廃棄物（例えば、寸断又は破碎から生ずる断片）であつて、A表の他の項目に該当する場合を除くほか、附属書Ⅲの特性を示す程度に附属書Ⅰの成分を含み又はこれらにより汚染されたもの

A二一九〇 附属書Ⅲの特性を示す程度に、コールド、PCB、鉛、カドミウムその他の有機ハロゲン化合物又は附属書Ⅰのその他の成分を含み又はこれらにより汚染されたもの

A二一九〇 附属書Ⅲの特性を示す程度に、コールド、PCB、鉛、カドミウムその他の有機ハロゲン化合物又は附属書Ⅰのその他の成分を含み又はこれらにより汚染されたもの

プラスチックで被覆され又は絶縁された金属ケープル廃棄物

注1 B表の対象項目（B一一六〇）は、例外を明記していない。

注2 この項目には、発電所から生ずる部品のくずは含まない。

注3 PCBについては濃度が一キログラムにつき五十ミリグラム以上のもの

注4 A一一八〇の規定は、二千二十四年十二月三十一日まで効力を有する。

注5 A一一八一の規定は、二千二十五年一月一日に効力を生ずる。

注6 PCB及びPBBについては、電気機器及び電子機器若しくはこれらの部品又は電気機器及び電子機器の廃棄物若しくは廃部品の処理から生ずる廃棄物に含まれる濃度が一キログラムにつき五十ミリグラム以上のもの

A2 無機物を主成分とし、金属及び有機物を含む可能性を有する廃棄物

A二〇一〇 陰極線管その他の活性化ガラスから生ずるガラスのくず

A二〇二〇 液状又は泥状の無機ふっ素化合物の廃棄物（B表に掲げるものを除く。）

A二〇三〇 触媒の廃棄物（B表に掲げるものを除く。）

A二〇四〇 化学工業の工程から生ずる石膏こうの廃棄物（附属書Ⅲの有害な特性を示す程度に附属書Ⅰの成分を含む場合に限る。）（B表の関連項目B二〇八〇参照）

A二〇五〇 石綿の廃棄物（粉じん及び繊維状のもの）

A二〇六〇 石炭火力発電所の飛灰で附属書Ⅲの特性を示すのに十分な濃度で附属書Ⅰの物質を含むもの（B表の関連項目B二〇五〇参照）

A3 有機物を主成分とし、金属及び無機物を含む可能性を有する廃棄物

A三〇一〇 石油コークス及びピッチューメンの製造及び処理から生ずる廃棄物

A三〇二〇 当初に意図した使用に適さない廃鉱油

A三〇三〇 鉛アンチノック剤の汚泥を含み、これら成り又はこれに汚染されている廃棄物

A三〇四〇 熱交換用媒体として使用された液体の廃棄物

A三〇五〇 樹脂、ラテックス、可塑性及び接着剤の製造、調合及び使用から生ずる廃棄物（B表に掲げるものを除く。）（B表の関連項目B四〇二〇参照）

A三〇六〇 ニトロセルロースの廃棄物

A三〇七〇 液状又は泥状のフェノールの廃棄物又はフェノール化合物の廃棄物（クロロフェノールを含む。）

A三〇八〇 エーテルの廃棄物（B表に掲げるものを除く。）

A三〇九〇 革の粉じん、灰、汚泥及び粉（六価クロム化合物又は駆除剤を含むものに限る。）（B表の関連項目B三一〇〇参照）

A三一〇〇 革又はコンポジションレザーの削りくずその他の廃棄物で、革製品の製造に適しないもの（六価クロム化合物又は駆除剤を含むものに限る。）（B表の関連項目B三〇九〇参照）

A三一〇〇 革又はコンポジションレザーの削りくずその他の廃棄物で、革製品の製造に適しないもの（六価クロム化合物又は駆除剤を含むものに限る。）（B表の関連項目B三〇九〇参照）

A三一〇〇 革又はコンポジションレザーの削りくずその他の廃棄物で、革製品の製造に適しないもの（六価クロム化合物又は駆除剤を含むものに限る。）（B表の関連項目B三〇九〇参照）

A三一〇〇 革又はコンポジションレザーの削りくずその他の廃棄物で、革製品の製造に適しないもの（六価クロム化合物又は駆除剤を含むものに限る。）（B表の関連項目B三〇九〇参照）

A三一〇〇 革又はコンポジションレザーの削りくずその他の廃棄物で、革製品の製造に適しないもの（六価クロム化合物又は駆除剤を含むものに限る。）（B表の関連項目B三〇九〇参照）

A三一〇〇 革又はコンポジションレザーの削りくずその他の廃棄物で、革製品の製造に適しないもの（六価クロム化合物又は駆除剤を含むものに限る。）（B表の関連項目B三〇九〇参照）

A三一〇〇 革又はコンポジションレザーの削りくずその他の廃棄物で、革製品の製造に適しないもの（六価クロム化合物又は駆除剤を含むものに限る。）（B表の関連項目B三〇九〇参照）

A三一〇〇 革又はコンポジションレザーの削りくずその他の廃棄物で、革製品の製造に適しないもの（六価クロム化合物又は駆除剤を含むものに限る。）（B表の関連項目B三〇九〇参照）

A三一〇〇 革又はコンポジションレザーの削りくずその他の廃棄物で、革製品の製造に適しないもの（六価クロム化合物又は駆除剤を含むものに限る。）（B表の関連項目B三〇九〇参照）

A三二六〇 有機溶剤の回収作業から生ずる非水溶性の蒸留残滓（ハロゲン化されているかはいかを問わない。）

A三二七〇 ハロゲン化された脂肪族の炭化水素の製造から生ずる廃棄物（例えば、クロロメタン、ジクロロエタン、塩化ビニル、塩化ビニリデン、塩化アリル及びエピクロロヒドリン）

A三二八〇 ポリ塩化ビフェニル（PCB）、ポリ塩化テルフェニル（PCT）、ポリ塩化ナフタレン（PCN）又はポリ臭化ビフェニル（PB）若しくはこれらの化合物に類似のポリ臭化化合物を含み、これらから成り又はこれらにより汚染された廃棄物質及び廃棄物品で、濃度が一キログラムにつき五十ミリグラム以上のもの（注1）

A三二九〇 有機物の精製、蒸留及びあらゆる熱分解処理から生ずるタール状の残滓（アスファルトセメントを除く。）

A三三〇〇 道路の建設及び維持から生ずるタールを含む瀝青物（アスファルト廃棄物）（B表の関連項目B二一三〇参照）

A三三二〇 附属書Ⅲの特性を示す程度に、附属書Ⅰに規定する成分を含み、又は当該成分により汚染されたプラスチックの廃棄物（当該廃棄物の混合物を含む。）（附属書Ⅱの関連項目Y 48及び附属書IX B表の関連項目B三〇一一参照）（注2）

注1 一キログラムにつき五十ミリグラムの濃度は、全ての廃棄物に対し国際的に実地的な濃度と考えられる。ただし、多くの国において、特定の廃棄物につき、より低い規制濃度（例えば、一キログラムにつき二十ミリグラム）が設けられている。

注2 A三三二〇の規定は、二十二十一年一月一日に

効力を生ずる。
A 4 無機物又は有機物のいずれかを成分として含む可能性を有する廃棄物

A四〇一〇 医薬品の製造、調剤及び使用から生ずる廃棄物（B表に掲げるものを除く。）

A四〇二〇 医療及びその関連廃棄物（医療、看護、歯科治療、獣医科治療又は類似の行為から生ずる廃棄物及び病院その他の施設において患者の検査若しくは治療又は研究事業の間に発生した廃棄物をいう。）

A四〇三〇 駆除剤及び植物用薬剤の製造、調剤及び使用から生ずる廃棄物（規格外の、使用期限を過ぎた（注1）又は当初に意図した使用に適さない駆除剤及び除草剤のものを含む。）

A四〇四〇 木材保存用薬剤の製造、調剤及び使用から生ずる廃棄物（注2）

A四〇五〇 次のいずれかを含み、これらから成り又はこれに汚染されている廃棄物

無機シアン化合物（貴金属を含有する固形状の残滓で無機シアン化合物を微量に含むものを除く。）
有機シアン化合物

A四〇六〇 油と水又は炭化水素と水の混合物又は乳濁物である廃棄物

A四〇七〇 インキ、染料、顔料、塗料、ラッカー及びワニスの製造、調剤及び使用から生ずる廃棄物（B表に掲げるものを除く。）（B表の関連項目B四〇一〇参照）

A四〇八〇 爆発性の廃棄物（B表に掲げるものを除く。）

A四〇九〇 酸性又は塩基性の溶液の廃棄物（B表の対応項目に掲げるものを除く。）（B表の関連項目B二二二〇参照）

A四一〇〇 産業排ガス浄化のための公害防止装置から生ずる廃棄物（B表に掲げるものを除く。）

A四一一〇 次のいずれかを含み、これらから成り又はこれに汚染されている廃棄物

ポリ塩化ジベンゾフラン類
ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン類

A四一二〇 過酸化物を含み、これらから成り又はこれに汚染されている廃棄物

A四一三〇 包装材又は容器の廃棄物で、附属書Ⅲの有害な特性を示すのに十分な濃度で附属書Ⅰの物質を含むもの

A四一四〇 附属書Ⅰの分類に対応し及び附属書Ⅲの有害な特性を示す化学物質で、規格外の又は使用期限を過ぎた（注1）ものから成り又はこれを含む廃棄物

A四一五〇 研究開発又は教育上の活動から生ずる同定されていない又は新規の廃棄物質で、人の健康又は環境に及ぼす影響が未知のもの

A四一六〇 B表に掲げられていない使用済みの活性炭（B表の関連項目B二〇六〇参照）

注1 「使用期限を過ぎた」とは、製造業者が推奨する期間内に使用されなかったことをいう。

注2 この項目は、木材保存用薬剤で処理された木材を含まない。

附属書 IX

B表

この附属書に掲げる廃棄物は、附属書Ⅲの特性を示す程度に附属書Ⅰの物を含む場合を除くほか、この条約第一条1(a)に規定する廃棄物に該当しない。

B 1 金属の廃棄物及び金属を含有する廃棄物

B 一〇一〇 金属及び合金の廃棄物で、金属状の及び

飛散性を有しない形状のもの
貴金属（金、銀及び白金族とし、水銀を除く。）

鉄鋼のくず
銅のくず

ニッケルのくず

アルミニウムのくず

亜鉛のくず

すずのくず

タングステンのくず

モリブデンのくず

タンタルのくず

マグネシウムのくず

コバルトのくず

ビスマスのくず

チタンのくず

ジルコニウムのくず

マンガンのくず

ゲルマニウムのくず

バナジウムのくず

ハフニウム、インジウム、ニオブ、レニウム及びガリウムのくず

トリウムのくず

希土類金属のくず

クロムのくず

B 一〇二〇
次の清浄な及び汚染されていない金属（合金を含む。）のくずで、最終形状が塊状のもの（薄板、板、梁材、棒等）

アンチモンのくず

ベリリウムのくず

カドミウムのくず

鉛のくず（鉛蓄電池を除く。）

セレンのくず

テルルのくず

残滓を含む耐火性の金属

B 一〇三〇
B 一〇三一

モリブデン、タングステン、チタン、タ

ンタル、ニオブ及びレニウムの金属及び合金の廃棄物で、金属飛散性を有する形状のもの（金属の粉末）。（A表項目A一〇五〇めつき汚泥に該当する廃棄物を除く。）

B 一〇四〇 発電用の部品のくずで、有害なものとはされる程度に潤滑油、PCB又はPCTで汚染されていないもの

B 一〇五〇 非鉄金属混合物の重量片のくず（附属書IIIの特性を示すのに十分な濃度で附属書Iの物を含むものを除く。）（注1）

B 一〇六〇 金属状のセレンの廃棄物及びテルルの廃棄物（粉末を含む）

B 一〇七〇 飛散性を有する形状の銅又は銅合金（附属書IIIの特性を示す程度に附属書Iの成分を含むものを除く。）

B 一〇八〇 亜鉛の灰及び残滓（飛散性を有する形状の亜鉛合金の残滓を含むものとし、附属書IIIの特性を示す濃度で附属書Iの成分を含むもの又はH4・3の有害な特性を示すものを除く。）（注2）

B 一〇九〇 規格に適合する電池（鉛、カドミウム又は水銀を用いて作られたものを除く。）の廃棄物

B 一一〇〇 金属の溶解、精錬及び精製から生ずる金属含有する廃棄物

ハードジnkスペルター

亜鉛を含むドロス

厚板の亜鉛めつきに伴い上部に生ずるドロス（含有率が九十パーセントを超えるもの）

厚板の亜鉛めつきに伴い下部に生ずるドロス（亜鉛の含有率が九十二パーセントを超えるもの）

亜鉛のダイカストドロス（亜鉛の含有率が八十五パーセントを超えるもの）

(の)

厚板の溶解亜鉛めつき（連続工程でないもの）に伴い生ずるドロス（亜鉛の含有率が九十二パーセントを超えるもの）

亜鉛のスキミング

アルミニウムのスキミング（又はスキム）（ソルトスラグを除く。）

銅の処理又は精錬を更に行うための処理工程から生ずるスラグ（附属書IIIの有害な特性を示す程度に砒素、鉛又はカドミウムを含むものを除く。）

銅の精錬に用いる耐火性の内張り（るつぽを含む。）の廃棄物

貴金属の精錬を更に行うための処理工程から生ずるスラグ

タンタルを含有するすずのスラグで、すずの含有率が〇・五パーセント未満のもの

B 一一一五 プラスチックで被覆され又は絶縁された金属ケーブル廃棄物（A表A一一九〇に含まれるもの、附属書IV Aの作業が予定されているもの及びいずれかの段階において野焼き等規制されていない熱処理を伴う処分作業を除く。）

B 一二二〇 次のいずれかを含む使用済み触媒（触媒として利用される液体を除く。）

A表に掲げる触媒（使用済み触媒、液体の使用済み触媒その他の触媒）の廃棄物を除く遷移金属

スカンジウム

チタン

バナジウム

クロム
マンガン
鉄
コバルト
ニッケル
銅
亜鉛
イットリウム
ジルコニウム
ニオブ
モリブデン
ハフニウム
タンタル
タングステン
レニウム
ランタノイド（希土類金属）
ランタン
セリウム
プラセオジウム
ネオジウム
サマリウム
ユーロピウム
ガドリニウム
テルビウム
ジスプロシウム
ホルミウム
エルビウム
ツリウム
イッテルビウム
ルテチウム

B 一一三〇 貴金属を含有する浄化された使用済み触媒

B 一一四〇 貴金属を含有する固形状の残滓で、無機シアン化合物を微量に含むもの

B 一一五〇 飛散性を有する非液状の貴金属（金、銀及び白金族とし、水銀を除く。）及び当該貴金属の合金の廃棄物で、適切に梱包され及

び表示されたもの

B 一一六〇 印刷回路基板の焼却から生ずる貴金属の灰（A表の関連項目A 一一五〇参照）

B 一一七〇 写真用フィルムの焼却から生ずる貴金属の灰

B 一一八〇 ハロゲン化銀及び銀を含む写真用フィルムの廃棄物

B 一一九〇 ハロゲン化銀及び銀を含む写真用の紙の廃棄物

B 一二〇〇 鉄鋼の製造から生ずる粒状スラグ

B 一二一〇 鉄鋼の製造から生ずるスラグ（二酸化チタン及びバナジウムの原料となるスラグを含む。）

B 一二二〇 亜鉛の製造から生ずるスラグで、化学的に安定し、鉄の含有率が高く（二十パーセントを超えていること）、主として建設に関する工業規格（例えば、DIN 四三〇一）に従って処理されたもの

B 一二三〇 鉄鋼の製造から生ずるミルスケール

B 一二四〇 酸化銅のミルスケール

B 一二五〇 液状物又は他の有害な諸成分を含まない廃自動車

注1 当初附属書Iの物による汚染の程度が低い場合であっても、再生工程を含むその後の工程により断片における当該附属書Iの物の濃度を著しく高めることがある。

注2 亜鉛の灰の位置付けは、現在検討されており、亜鉛の灰は危険な物品ではないという国際連合貿易開発会議（UNCTAD）の勧告がある。

注3 この項目は、発電から生ずるくずを含まない。

注4 再利用には、修理、更新又は改良を含めることができないものとし、主要な再組立を含まない。

注5 一部の国においては、直接再利用を目的とする物は、廃棄物とみなされない。

B 2 無機物を主成分とし、金属及び有機物を含む可能性を有する廃棄物

B 二〇一〇 採掘作業から生ずる廃棄物で、飛散性を有しない形状のもの

天然黒鉛の廃棄物
スレートの廃棄物（粗削りしてあるかないか又はのこざりてひくことその他の方法により単に切つてあるかないかを問わない。）
雲母の廃棄物
白榴石、ネフェリン及びネフェリンサイアナイトの廃棄物
長石の廃棄物
ほたる石の廃棄物
固形状のけい素の廃棄物（铸造作業で使用されるものを除く。）
飛散性を有しない形状のガラスの廃棄物
ガラスくずその他のガラスの廃棄物（陰極線管その他の活性化ガラスから生ずるものを除く。）

B 二〇二〇 飛散性を有しない形状のセラミックスの廃棄物

B 二〇三〇 飛散性を有しない形状のセラミックスの廃棄物

サーメット（金属とセラミックスの複合材）の廃棄物及びくず
セラミックスファイバー（他に該当するものを除く。）

B 二〇四〇 無機物を主成分とする他の廃棄物
排煙脱硫（FGD）により生産される部分的に精製された硫酸カルシウム
建物の取り壊しから生ずる石膏こう板の廃棄物又はプラスチック板の廃棄物
銅の製造から生ずるスラグで、化学的に安定し、鉄の含有率が高く（二十パーセントを超えていること）、主として建設又は研磨に関する工業規格（例えばDIN 四三〇一及びDIN 八二〇一）に従って処理されたもの

固形状の硫黄

カルシウムシアナミドの製造から生ずる石灰石（水素イオン濃度指数が九未満のもの）

塩化ナトリウム、塩化カリウム及び塩化カルシウム

カーボランダム（炭化けい素）

壊れたコンクリート

リチウムタンタル及びリチウム二オプを含むガラスのくず

B二〇五〇 石炭火力発電所の飛灰（A表に掲げるものを除く。）（A表の関連項目A二〇六〇参照）

B二〇六〇 使用済みの活性炭（飲料水の処理、食品工業の加工及びビタミンの製造から生ずる炭であって附属書Ⅲの特性を示す程度に附属書Ⅰのいずれの成分も含まないもの）（A表の関連項目A四一六〇参照）

B二〇七〇 ふっ化カルシウムの汚泥

B二〇八〇 化学工業の工程から生ずる石膏の廃棄物（A表に掲げるものを除く。）（A表の関連項目A二〇四〇参照）

B二〇九〇 石油コークス又はピッチューメンから成る陽極端で、鉄鋼又はアルミニウムの製造に伴って使用され及び通常の工業規格に従って浄化されたもの（塩化アルカリ電解及び冶や金産業から生ずる陽極端を除く。）の廃棄物

B二一〇〇 アルミニウムの水和物の廃棄物、酸化アルミニウムの廃棄物又は酸化アルミニウムの生産から生ずる残滓（ガスの浄化、沈殿又は濾ろ過工程に使用された物を除く。）

B二一一〇 ポーキサイト（赤泥）（水素イオン濃度指数が十一・五未満に調整されたもの）

(の)

B二一二〇 酸性又は塩基性の溶液の廃棄物で、水素イオン濃度指数が二を超え十一・五未満のもの（うち腐食性その他の有害性を有しないもの）（A表の関連項目A四〇九〇参照）

B二一二〇 道路の建設及び維持から生ずるタールを含まない瀝青物（アスファルト廃棄物）（A表の関連項目A三二〇〇参照）

B3 有機物を主成分とし、金属及び無機物を含む可能性を有する廃棄物

B三〇一〇 固形状のプラスチックの廃棄物（注1）

次のプラスチック又はプラスチックの混合物で、他の廃棄物と混合されておらず、かつ、規格に従って調整されたもの
ハロゲン化されていない重合体及び其重合体のくずで、次のものを含むがこれらに限定されない。（注2）

エチレン
スチレン

ポリプロピレン

ポリエチレンテレフタレート

アクリロニトリル

ブタジエン

ポリアセタール

ポリアミド

ポリブチレンテレフタレート

ポリカーボネート

ポリエーテル

ポリフェニレン硫化物

アクリル重合体

アルカンC10—C13（可塑剤）

ポリウレタン（CFCsを含むものを除く。）

ポリシロキサン

ポリメタクリル酸メチル

ポリビニルアルコール

ポリビニルブチラール

ポリビニルアセテート

次のいずれかを含む硬化した樹脂又は縮合物の廃棄物

尿素ホルムアルデヒド樹脂

フェノールホルムアルデヒド樹脂

メラミンホルムアルデヒド樹脂

エポキシ樹脂

アルキド樹脂

ポリアミド

次のいずれかかふっ化重合体の廃棄物（注3）

パーフルオロエチレン—プロピレン（FEP）

パーフルオロアルコキシアルカン

テトラフルオロエチレン—パーフルオロビニルエーテル（PFA）

テトラフルオロエチレン—パーフルオロメチルビニルエーテル（MF

ル）

ふっ化ポリビニル（PVF）

ふっ化ポリビニリデン（PVDf）

プラスチックの廃棄物（附属書Ⅱの関連項目Y48及び附属書ⅧA表の関連項目A三二一〇参照）（注4）

B三〇二一 プラスチックの廃棄物（附属書Ⅱの関連項目Y48及び附属書ⅧA表の関連項目A三二一〇参照）（注4）

次に掲げるプラスチックの廃棄物であって、環境上適正な方法で再生利用すること（注5）を目的とし、かつ、ほとんど汚染されておらず、及び他の種類の廃棄物をほとんど含まない（注6）もの

主として（注7）一のハロゲン化されていない重合体（次の重合体を含むが、これらに限定されない。）から成る

プラスチックの廃棄物

ポリエチレン（PE）

ポリプロピレン（PP）

ポリスチレン（PS）

アクリロニトリルブタジエンスチレン (ABS)

ポリエチレンテレフタレート (PET)

ポリカーボネート (PC)

ポリエーテル

主として(注7)一の硬化した樹脂又は縮合物(次の樹脂を含むが、これらに限定されない。)から成るプラスチックの廃棄物

尿素ホルムアルデヒド樹脂

フェノールホルムアルデヒド樹脂

メラミンホルムアルデヒド樹脂

エポキシ樹脂

アルキド樹脂

主として(注7)次の一のふっ化重合体から成るプラスチックの廃棄物(消費者によって捨てられた廃棄物を除く。)

パーフルオロエチレンープロピレン (FEP)

パーフルオロアルコキシアルカン

テトラフルオロエチレンーパー

フルオロアルキルビニルエーテル

(PFA)

テトラフルオロエチレンーパー

フルオロメチルビニルエーテル

(MFA)

ふっ化ポリビニル (PVF)

ふっ化ポリビニリデン (PVDF)

ポリエチレン (PE)、ポリプロピレン

(PP) 又はポリエチレンテレフタレート (PET) から成るプラスチックの廃

棄物の混合物であって、環境上適正な方

法で各物質に分別し、再生利用すること

(注8)を目的とし、かつ、ほとんど汚

染されておらず、及び他の種類の廃棄物

B三〇二〇

をほとんど含まない(注6)もの

紙、板紙及び紙製品の廃棄物

次の物で、有害廃棄物と混合されていないもの

紙又は板紙の廃棄物及びくずで、次のもの

さらしていない紙又は板紙のもの及びコ

ルゲート加工をした紙又は板紙のもの

その他の紙又は板紙(主としてさらした

化学パルプから製造したものに限るもの

とし、全体を着色したものを除く。)のもの

主として機械パルプから製造した紙又は

板紙(例えば、新聞、雑誌その他これ

らに類する印刷物)のもの

その他のもの(1)積層した板紙(2)分別

されていないくずを含むが、これらに限

定されない。)

B三〇二六

液体のための混合包装の前処理から生ず

る次の廃棄物であって、附属書二〇の特性

を示すのに十分な濃度で附属書二の物を含

有しないもの

分離することができない若干量のプラ

スチック

分離することができない若干量のプラ

スチック及びアルミニウムが混合した物

ラミネート加工された接着性ラベルの廃

棄物であって、ラベルの生産に使用される

原材料を含有するもの

B三〇三〇

繊維の廃棄物

次の物で、他の廃棄物と混合されてお

らず、かつ、規格に従って調整されたもの

絹の廃棄物(繰糸に適しない繭、糸く

ず及び反毛した繊維を含む。)

カード及びコームのいずれもしてな

いもの

その他のもの

羊毛、織獣毛又は粗獣毛の廃棄物(糸

くずを含むものとし、反毛した繊維を除

く。)

羊毛又は織獣毛のノイル

羊毛又は織獣毛のその他のもの

粗獣毛のもの

綿の廃棄物(糸くず及び反毛した繊維

を含む。)

糸くず

反毛した繊維

その他のもの

亜麻のトウ及び廃棄物

大麻(カナビス・サテイヴァ)のトウ

及び廃棄物(糸くず及び反毛した繊維を

含む。)

ジュートその他の紡織用靱じん皮繊維

(亜麻、大麻及びラミーを除く。)のトウ

及び廃棄物(糸くず及び反毛した繊維を

含む。)

サイザルその他のアゲープ属の紡織用

繊維のトウ及び廃棄物(糸くず及び反毛

した繊維を含む。)

ココヤシのトウ、ノイル及び廃棄物(糸

くず及び反毛した繊維を含む。)

アバカ(マニラ麻又はムサ・テクステ

イリス)のトウ、ノイル及び廃棄物(糸

くず及び反毛した繊維を含む。)

ラミーその他の植物性紡織用繊維のト

ウ、ノイル及び廃棄物(糸くず及び反毛

した繊維を含むものとし、他に該当する

ものを除く。)

人造繊維の廃棄物(ノイル、糸くず及

び反毛した繊維を含む。)で、次のもの

合成繊維のもの

人造繊維のもの

中古の衣類その他の繊維製品
使用されたぼろ及びくず（ひも、綱若しくはケーブル又はこれらの製品のものに限る。）（紡織用繊維のものに限る。）
分別したものを
その他のもの

B三〇三五 床を覆う繊維の廃棄物、カーペット
B三〇四〇 ゴムの廃棄物
他の廃棄物と混合されていないもので、次の物

硬質ゴム（例えば、エポナイト）の廃棄物又はくず
その他のゴムの廃棄物（他に該当するものを除く。）

B三〇五〇 処理されていないコルク又は木材の廃棄物
木くず（丸太状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させてあるかないかを問わない。）
コルクくず及び破砕し、粒にし又は粉砕したコルク

B三〇六〇 農業食品産業から生ずる廃棄物で、病毒をうつしやすくないものでないもの
ぶどう酒かす

飼料用に供する種類の乾燥し又は殺菌した植物の廃棄物、残滓及び副産物（ペレット状であるかないかを問わないものとし、他に該当するものを除く。）
デグラス及び脂肪性物質又は動物性若しくは植物性のろうの処理から生ずる残滓
骨及びホーンコア（加工してないもの及び脱脂し、単に整え、酸処理し又は脱膠こうしたものに限るものとし、特定の形状に切ったものを除く。）のもの
魚のもの
カカオ豆の殻、皮その他のもの
農業食品工業から生ずるその他のもの

（人間又は動物による消費のための国内及び国際的要件及び基準に合致する副産物を除く。）
B三〇六五 動物性又は植物性の食用油脂及び油の廃棄物（揚げ油等）で、附属書Ⅲの特性を示さないもの
B三〇七〇 次の廃棄物
人髪のもの
わらのもの
動物の飼料用に供するためのペニシリンの製造から生ずる不活性化した菌類の菌糸体
B三〇八〇 ゴムの切りくず及び廃棄物
B三〇九〇 革製品の製造に適しない革又はコンボジションレザーの切りくずその他の廃棄物（六価クロム化合物又は駆除剤を含むもの及び汚泥を除く。）（A表の関連項目A三二〇〇参照）

B三二〇〇 革の粉じん、灰、汚泥又は粉（六価クロム化合物又は駆除剤を含むものを除く。）
（A表の関連項目A三〇九〇参照）
B三二一〇 獣皮の廃棄物（六価クロム化合物、駆除剤又は病毒をうつしやすくない物質を含むものを除く。）（A表の関連項目A三二一〇参照）
B三二二〇 食品着色料から成る廃棄物
B三二三〇 過酸化物を生成しない重合体エーテルの廃棄物及び有害でない単量体エーテルの廃棄物
B三二四〇 空気タイヤの廃棄物（附属書ⅣAの作業が予定されるものを除く。）

注1 B三〇一〇の規定は、二千二十年十二月三十一日まで効力を有する。
注2 このようなくずは、完全に重合化されていると理解される。
注3 消費者によって捨てられた廃棄物は、この項目から除く。
廃棄物は、混合してはならない。

野外で行う焼却の方法から生ずる問題を考慮する。
注4 B三〇一〇の規定は、二十一年一月一日に効力を生ずる。

注5 溶剤として使用しない有機物の再生利用又は回収利用（附属書ⅣB表R3）又は必要ときは、一度限りの一時保管（ただし、一時保管後にR3に規定する作業を行い、及び契約に関する又は関連する正式な書類によって証明することを条件とする）。
注6 「ほとんど汚染されておらず、及び他の種類の廃棄物をほとんど含まない」の語に関しては、国際規格及び国内規格において、判断の基準を示すことができる。
注7 「主として」の語に関しては、国際規格及び国内規格において、判断の基準を示すことができる。

注8 溶剤として使用しない有機物の事前の分別を伴う再生利用若しくは回収利用（附属書ⅣB表R3）又は必要ときは、一度限りの一時保管（ただし、一時保管後にR3に規定する作業を行い、及び契約に関する又は関連する正式な書類によって証明することを条件とする。）
B4 無機物又は有機物のいずれかを成分として含む可能性を有する廃棄物
B四〇一〇 主として水をもととする塗料、ラテックスの塗料、インキ及び硬化ワニスから成る廃棄物（有害なものとしてされる程度に有機溶剤、重金属又は駆除剤を含むものを除く。）（A表の関連項目A四〇七〇参照）

B四〇二〇 樹脂、ラテックス、可塑性及び接着剤の製造、調合及び使用から生ずる廃棄物で、A表に掲げられていないもの又は附属書Ⅲの特性を示す程度に溶剤その他の汚染物質を含まないもの（例えば、水をもととするもの又はカゼインでん粉、デキストリン、セルロースエーテル若しくはポリビニ

ルアルコールをもととする膠こう着剤（A
表の関連項目A三〇五〇参照）

